

タイトル	北海道炭鉱汽船（株）百年の経営史と経営者像（一）
著者	大場，四千男；OBA, Yoshio
引用	北海学園大学学園論集(153)：193-241
発行日	2012-09-25

北海道炭鉱汽船(株)百年の経営史と経営者像（一）

大 場 四 千 男

目 次

- 1 編 資本の本源的蓄積期北炭社の堀基と井上角五郎
 - 1 章 北炭社の井上角五郎と雨宮敬次郎
 - 2 章 北炭社の設立と堀基
 - 3 章 堀基と囚人使役
 - 4 章 北炭社の囚人使役と資本の本源的蓄積過程
 - 5 章 堀基と飯場制度、友子制度
 - 6 章 足尾鉱業所の飯場改革と友子制度
 - 7 章 友子制度の3つの形態
 - 8 章 北炭社の私設飯場制度の形成と友子制度
 - 9 章 北炭社の鉱夫救恤規則と友子制度
 - 10 章 井上角五郎と飯場改革

1 編 資本の本源的蓄積期北炭社の堀基と井上角五郎

(1) 序 問題提起——明治維新を巡って

近世から近代への移行は封建制から資本主義への移行を意味するが、明治維新を契機にして行われる。この歴史の大転換は蝦夷地から北海道への移行となって現れるが、未開拓で辺境に位置する北海道を内国植民地化する歴史的過程の歩みとなるが、封建制から資本主義への移行における過渡的段階を生み出し、所謂本源的蓄積過程と呼ばれる資本主義への準備段階を経ることを不可避とされる。この本源的蓄積期において北海道炭鉱鉄道会社（以後北炭社と略する）は堀基と井上角五郎を第一世代の経営者とし、成立過程を歩むので、この2人の経営者の果たした歴史的役割を明らかにすることを1編の目的とする。

したがって、明治維新は近代産業資本主義を生み出す西ヨーロッパにおける市民革命にあたるものと見なされ、古くから講座派と労農派との間で日本資本主義論争として争われ、現在にいたってもまだ決着を見ない根源の問題点となっている。すなわち、講座派は岩波書店から刊行された日本資本主義講座に結集する山田盛太郎を中心にするものであり、他方、労農派は宇野弘蔵を中心にする「資本論」の原論グループである。

とりわけ、この日本資本主義論争を困難にしている1つの理由は西ヨーロッパの市民革命を巡って上からの道と下からの道の2つの道を区別し、下からの道の典型としてイギリス革命、フランス革命、そしてアメリカ独立革命を取り上げ、他方、上からの道としてドイツ革命、ロシア革命、そして後進国、或いは途上国における国家資本主義（又は社会主義）の形成（中近東の産油国、インド、中国、韓国、北朝鮮、ベトナム、そしてアフリカ、南アメリカの戦後民族独立国）をあげることができる。

こうした世界史の中に日本を位置づける研究はわが国の研究を飛躍的に高める効果をもたらし、世界との関連を深く意識する契機となり、日本の進む方向への道標を描くのに大きな役割を果たすのである。それゆえ、現在の段階を世界との懸りの中で正しく認識することは未来社会への設計図を描く上からも不可欠な思考として求められる。

(2) 北海道炭鉱鉄道と日本資本主義の関係を巡って

明治維新が市民革命として位置づける場合、これまでの論争点は上からの道として捕える講座派と下からの道として把握する労農派の2つの捕え方にある。さらに、方法論或いは原理論の立場から見てみると、1つはマックス・ヴェーバーの「プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神」における近代産業資本主義の系譜を明治維新に求めるのと、もう1つはレーニンの「ロシアにおける資本主義の発展」、或いは「資本論」の純粋資本主義論を明治維新に求めるのとで分岐する。

こうした論争を困難にしているもう1つの理由は、封建制から資本主義への移行過程における複雑な仕組みと時間的長さの不明確さにある。とりわけ、封建制の資本主義への移行は2つの体制の同時併存を内在化し、絶対王政（天皇制）と近代資本主義の相反する体制を両面性として内在化している。すなわち、絶対王政は日本の場合、天皇制として現われ、天皇の国王大権に基づく覇権主義を政治原理として追求するのに対し、近代資本主義は国民主権と議会内閣制を両論にする民主主義を追求し、自由主義競争と市場原理を経済基盤として確立しようとする。こうした近代から現在への発展は日本の場合、政治（絶対王政）と経済（近代産業資本主義）との乖離、或いは分離として現われるのである。

したがって、日本の歴史は近世から近代への移行を1つの大きな転換点として、現在、さらに未来への設計図を描かれることになることから、その転換点を成す明治維新の位置づけを巡って日本資本主義論争を育くみ、現在においても決着を見ていないのである。

以上のような問題意識から明治維新を位置づける試みとしてここでは絶対王政（天皇制）と近代産業資本主義の両面性を同時併存なものとして捕え、その接点を内国植民地制（コロニゼーション）に求める。すなわち、日本の近代産業資本主義は内国植民地制を^{かか}抱える特異な立場に立脚するのであり、具体的には(1)本源的蓄積過程を推進する堀基と(2)近代産業資本主義を推進する井上角五郎等によって段階的に発達する。その際、堀基は本源的蓄積過程を推進し、北海道炭鉱鉄道社の形成に(1)囚人労働、(2)飯場制度、そして(3)友子制度をその経済基盤に組み込みながら、北海道の内国植民地制の確立に全力を注ぐことから、前半に主に検証される。後半での課題は井上角五郎を取りあげる。井上角五郎は明治26年北炭社に入り、経営組織から薩摩財と官僚制を除き、近代的経営組織を育成する。さらに、井上角五郎は(1)囚人労働の廃止と飯場制の近代化を進め、(2)売炭組を廃止し、自社販売組織を立ちあげ、(3)室蘭港の開発に取り組み、北炭社を近代的垂直企業として発達することに全力を注ぐ。

それゆえ、北炭社の経営基盤に立脚する井上角五郎は本源的蓄積過程と富国強兵論から北海道の内国植民地制を推進し、明治維新の市民革命を担うのである。他方、第2世代の団琢磨と磯村豊太郎は三井財閥の傘の下に北炭社の石炭を三井物産を通して日本全国に供給し、北炭社を近代産業資本主義企業として確立し、その経営基盤を一心会の労使協調関係に求め、北海道の内国植民地を確立をすることに大きな役割を果たすのである。

したがって、北炭社は(1)井上角五郎の飯場制度の改革・近代化と友子制度の育成、(2)磯村豊太郎の一心会（その後一心組合に改称）を通して、開拓使の開拓政策である内国植民地制を完成させ、その歴史的使命を果たす点で特異な立場を日本経営史の中に樹立する。

1章 北炭社の井上角五郎と雨宮敬次郎

井上角五郎が北炭社の取締役役に就任したのは明治26年のことであり、北炭社の危機とその再建を担うものとして期待されてのことであるが、しかし、雨宮敬次郎、田中新八等の支持に支えられている。このことは北炭社の内国植民地化を強力に進め、富国強兵論を進めるため本源的蓄積過程を国策として推進し、同時に北炭社の経営方針にすることを井上角五郎の特異な立場にする。

北炭社は明治26年に堀基から井上角五郎へ経営者を変え、新しい歩みを始める。この経営陣の交替は北海道を日本資本主義の中に編入し、内国植民地化を進め、富国強兵論を実現すべく近代的産業資本主義をより強力に推進することを意味する。

堀基は村田堤の北有社から幌内炭鉱、幌内鉄道そして幾春別炭鉱鉄道の権利を譲り受け、さらに炭鉱と鉄道の拡大を意図して北炭社を設立し、650万円の資本金を中央財界に求めて、北炭社を設立するのに成功するが、しかし、室蘭線の工事変更を巡って責任を問われ、社長の座を次のように追われるのである。

「一〇七

北海道炭礦鐵道會社線路変更ノ件ニ付報告

本年二月二十九日付ヲ以テ北海道炭礦鐵道會社長ヨリ室蘭ヨリ空知太ニ達スル鐵道及同線路ヨリ岐レテタ張炭礦空知炭礦ニ達スル兩支線中線路変更ノ儀願出候處右ハ政府ノ認可ヲ經ス既ニ工事ノ方法ヲ変更シタルモノニシテ不都合ニ付鐵道廳長官ニ訓令シ實地臨檢ヲ遂ケシメ候處右ハ實際不得止適當ノ変更タル事明白ナル旨復命有之且右擅ニ変更ヲ爲シタル點ニ就テハ既ニ北海道廳長官ニ於テ社長解免ノ處分ヲ了シタルヲ以テ此上處分ヲ施スノ必要ナキモノト認メ此度限り特ニ追認許ヲ與ヘタリ

右及報告候也

明治二十五年九月二十八日

通信大臣伯爵黒田清隆

内閣總理大臣伯爵伊藤博文殿」

(「公文類聚」より引用)

この資料から窺えるように、北炭社の社長堀基は「室蘭ヨリ空知太ニ達スル鐵道及同線路ヨリ岐レテタ張炭礦、空知炭礦ニ達スル兩支線中線路変更」を「政府ノ認可ヲ經ス」独断で行った「不都合」を問われるのである。この結果、北海道長官は「社長解免ノ処分」を決断し、実施する。

社長交替を推進したのは雨宮敬次郎である。井上角五郎と雨宮敬次郎が共有している思考は富国強兵論であり、その中心に鉄鋼産業の発達を据えている点である。それに、加えて雨宮敬次郎は横浜で貿易を営み、「甲州系財閥の頭目」(「井上角五郎先生傳」, 212 頁)として頭角を現わし、他方株価上昇による創業者利益と高配当で財産を築く投機家的企業家であり、低迷する北炭社株に注目し、その買占めに奔走する。福沢桃介は雨宮敬次郎が十五銀行関係者の有する7~8,000株を一株時価57~58円で仲買半田商店から買占めに走っていることについて次のように明らかにする。

「財界の彗星たる雨宮敬次郎は燃ゆるが如き雄心を懷いて、炭礦鐵道に注目し、低利の資金を借り得て同社株式の買収を計画しつつありしが、時なるかな、その大株主たる十五銀行関係者が仲買半田商店より一時に、八九千株を売り放てる驚異の出来事あり。雨宮氏は、この機会に乘じ、一株時価五十七八円にて之を買ひ占めたるが、未だ幾ならざるに忽ち狂騰し、一株百八円に上り、雨宮氏をして見事に其志を成さしめたり。」

(「井上角五郎君略傳」, 192 頁)

かくて、大株主となった雨宮敬次郎は北炭社を乗っ取るべく同志の経営陣を固めるべく、奔走し、次のように成功する。

「當時雨宮敬次郎氏は此の会社の事業の前途に目を着けて、偶々其の株式が下落したので自ら之を買ひ、且人々に勧めて買はしめた。島津家、毛利家などの華族、安田銀行・十五銀行などの銀行、又は田中新七・渡邊甚吉などの諸氏が其の勧めに共鳴した重なるものであって、従来の大株主であつた田中平八、高島嘉右衛門などの諸氏も亦雨宮氏の意見を聞いて、共に提携するに至つた。」

(井上角五郎「北海道炭礦汽船株式会社の十七年間」, 2 頁)

こうして北炭社の経営陣を固めた雨宮敬次郎は堀基から井上角五郎への社長交替に乗り出す。井上角五郎は衆議院議員として活躍し始め、財界への進出を福沢諭吉からも勧められ、その機会を狙っていたが、福沢諭吉ルートから北炭社への入社を持ち込まれ、政治ルートのチャンネルを利用する政商の道を歩むが、とりわけ、雨宮敬次郎―松方正義―福沢諭吉―後藤象次郎―井上角五郎のチャンネルを通して北炭社の社長として井上角五郎に白羽の矢を立てる。

「福澤先生が私に向かって、「松方伯が雨宮敬次郎を井上角五郎に紹介したいから宜しく頼む」と云ってよこされた。何でも炭礦鉄道会社に関しての事らしい。呼んで逢って見よ。」

（井上角五郎、前掲書、4頁）

井上角五郎は「雨宮と云うのは松方さんと非常に心安かった。松方さんに頼んだら、松方さんが、それは福澤先生に頼んだら宜かろうと言ったので、そこで福澤さんに申込んだ。福澤さんの紹介で私は雨宮に会った」（「井上角五郎氏談話」，19頁）と、政治チャンネルの経路について明らかにする。と同時に、井上角五郎は時の通信大臣である後藤象次郎に相談する。後藤象次郎は伊藤博文、井上馨伯等の助言を得ると、同時に井上角五郎の北炭社入社を福沢諭吉と共に次のように進言する。

「先生（後藤象次郎）は當時通信大臣に任じて居られた。其の伊藤、井上兩伯から聞かれた所に依れば、政府筋は雨宮側に対して相當の人物を擇んで出せと云ひ、其の人が定まった上で、進んで相談すると云ふのらしい。夫れで雨宮は井上を仲間に入れる積りであろう。会社は相當に大きい、且後來の見込も少くない。雨宮等の望みに従って提携に加われと云われ、福澤先生も之に同意を表せられた。」

（「北海道炭鉱汽船株式会社の十七年間」、4頁）

とりわけ、伊藤博文は井上角五郎の才能を高く評価し、支援を行う。しかし、他方井上馨は益田考と組み、井上角五郎を北炭社長の座から引きずり落とす工作をするが、その原因の根について見てみると井上角五郎の自販組織による三井物産の市場拠点である中部、関西市場への北炭社進出に由来するのであり、三井財閥の発展に対する敵対者と見なされ、三井資本によってその首を狙われることになる井上角五郎の北炭社改革に根ざすと云われている。

2章 北炭社の設立と堀基

北炭社は明治26年井上角五郎を社長に据え、再建のため経営改革を断行し、開拓使以来の官僚主義、とりわけ薩摩閥から抜け出す1歩を踏み出して北海道の内地植民地制を国策として推進しようとする。富国強兵論は井上角五郎、雨宮敬次郎の中心思想であり、炭鉱と鉄道の下に北海道

を内国植民地として編成することで果され、ここに辺境論と移民論を結合することによって実現される。

とするなら、北炭社の設立と北海道の内国植民地制はどのような内的関連性を築き、北海道のコロニゼーションを日本資本主義の資本蓄積基盤として内的編成を試みるのであろうか。この問題は依然として今日の問題として歴史的意義を有するが、現在看過されようとしている。したがって北炭社は北海道を内国植民地化することを目的に設立されるのであり、と同時に開拓使の幌内炭鉱鉄道を継承し、発展することの中に内なるコロニゼーションを見るのである。それゆえ、北炭社の設立理由書はこうした北炭社の歴史的意義を明らかにしていることから、かなり長文になるがその設立理由書の全文を次に掲げる。

「北海道炭礦鉄道會社創設ノ義上請

邦土ノ利源ヲ開發シ社會ノ富榮ヲ増進セシメント欲セハ蓋シ鐵道ヨリ宜キハナシ夫北海道ノ地タルヤ開クヘキノ原野多ク採ルヘキノ天產量ルヘカラサルモノアリ鐵道ノ設ケ殊ニ切要ナリトス置使以降道路ヲ開通スル載而餘里運炭鐵道ヲ架設スル五拾六哩餘其功業豈鮮少ナランヤ然レ片地廣ク人稀レナルカ故ニ之レヲ全般ヨリ看下スレハ僅ニ一端一隅ニ止マリ來タ以テ全道ノ利源ヲ開發スルニ足ラス是素ヨリ限無キノ事業ニ投スルニ限有ルノ政費ヲ以テセルニ由ルト雖モ職トシテ社會人心ノ北海道ヲ視ルコト異域荒服ノ如クシ奮テ事業ヲ企ツモノ尠ナキニヨラスニハアラス豈慨歎ニ任エヘケンヤ今ヤ年ヲ逐テ交通ノ便開ケ北陸モ亦來ラ事業ヲ起サントスルモ歳々多キヲ加ヘ還タ昔日ノ比ニ非ラサルナリ今回華族徳川義禮外十二名發起シ北海道炭礦鐵道會社創設ノ義願出候処其要旨タル室蘭港ヨリ岩見澤ヲ經テ空知太川マテ鐵道ヲ架設シ大ニ各所ノ石炭ヲ掘採シテ之レヲ運搬シ併セテ一般ノ荷物來客ノ便ヲ計ラントスルニ在リ然レドモ特ニ保護ヲ仰カサレハ到底収支償ハサルヲ以テ十ヶ年間鐵道資本ニ對シ年五朱ノ保証ヲ受ケンコトヲ求ムルニアリ

抑此線路ハ北海道内最モ平坦膏腴ノ地方ニシテ一旦鐵道ヲ架設セハ古來棄テゝ顧ミサルノ天產モ採ラ内外ニ繋クヘク豺狼ノ巢窟モ忽チ人煙ノ區トナルヘキハ燎乎トシテ火ヲ見ルヨリ明カナリ此鐵道ニ頼ツテ生スヘキノ利益ハ則チ空知^{北方凡ソ六億萬噸}夕張等ノ炭山^{調査中詳カナラスト雖モ積量多ク品質佳良ナリ}ニ於テ五ヶ年後毎年四十萬屯生産以ッテ一屯當屯円ト仮定スルモ尚八拾五圓以上ノ生産ヲ得ヘクタ張空知兩龍等ノ原野桑樹數里ニ亘ルノ沃土ハ以テ幾十萬石ノ農產ヲ出スヘク其他開墾ニ得ル所ノ利益枚挙ニ遑アラサラントス夫レ然リ然ラハ則チ速ニ鐵道ヲ架設シ富源ヲ開發スルハ拓地殖民上最モ緊急ノ事ニ属スト雖モ人相稀疎渺茫限り無キノ廣野ニ架設スルモノナレハ一般ノ定規ニ基キ之レカ經濟ヲ維持セント欲スル固ヨリ至難ナリトス故ニ石炭ヲ採掘シテ之レカ運搬ヲ主トシ兼ヌルニ普通ノ貨物乘客搭載ヲ以テスルノ方法ニ依ラスンハ得テ為スヘカラス仮令無事功ヲ施ヘ順次開業ニ至ルモ素ヨリ起業ノ當時ハ豫定ノ如ク夥多ノ煤炭ヲ運送スル能ハサルノミナラス兼テ搭載スル所ノ貨物モ亦多カラサルヘキハ必然ニシテ前顯利子補償ノ請願ハ萬不得已情狀トス故ニ會社資金拂込額ノ内空知室蘭鐵道ニ属スル資金五百萬円ニ對シ工事落成マテ其株金拂込ノ翌月ヨリ起算シーケ年五朱ノ利子ヲ下付シ開業後ハケ年間純益^{總收入ヨリ營業費ヲ引去自餘ノ金額ヲ云フ}年五朱ニ達セサルトキニ限り其不足額ヲ當廳ヨリ補給シ^{其區域ヲ定メ漸次開業ヲナストキ其エ区ノ資本ニ當シ右}ニ對シ不足額ヲ補給シ其年限ハ全線落成後ハケ年間トス殖民ノ便利ヲモ相謀リ別紙ノ通命令致度尤モ補給ニ就テハ少ナカラサルノ支出ヲ要スト雖モ一旦至便ノ鐵道ヲ通シ無量ノ炭坑ヲ開キ一大物產ヲ出スニ至ラハ四方響應無辺ノ原野モ忽ニシテ寸地ヲ争フノ盛況ヲ見ルヲ得ヘク夫ニ北海全道ノ富源ヲ謀ルノ大基本タリ若シ此挙ニシテ止ンカ無量ノ利源モ空シク地下ニ委シ全道ノ氣運ハ依然昔日ノ觀ヲ改メサルヘシ夫北海道鐵道架設ノ必要ナル業ニ已述フルカ如クナレハ寧ロー一旦計畫ヲ定メタル事業モ尚緩急ヲ斟酌シ通常政費モ亦痛ク節約ヲ加ユル等ノ方法ニテ得ル所ノ全額ヲ以テ諸補給ニ充テ其奏功ヲ期セサルヘカラス抑モ北海道室蘭鐵道架設ノ計畫ヤ開拓使廳ノトキニ始リ置廳以降モ亦専ラ之レカ線路ヲ実測セシメタリシカ即今既ニ完了ヲ告ケタル折柄炭礦鐵道ノ出願アリタルハ實ニ好機會ナレハ直ニ當廳ノ測定ヲ以テ之レヲ諸社ニ移サハ其設計モ亦容易ニシテ空シク時日ノ曠過ヲ免カレ御許可ノ上ハ着々起工スルコトヲ得ラルヘキニ付直ニ本免狀御下付相成度右ハ

人心ノ向フ所機失フ一カラス殊ニ本年北海道ニ於テ事業ヲ為スヘキノ時季僅ニ数月ヲ餘スノミ幸ニ事状明瞭速ニ裁可アランコトヲ懇請ノ至ニ不堪別紙書類添此段上請候也

明治二十二年九月二十四日

北海道廳長官永山武四郎

内閣總理大臣伯爵黒田清隆殿

（「公文類聚」より引用）

殖産興業政策は富国強兵への唯一の道であり、富源の開発によって果されるが、これまで開拓使の幌内炭鉄鉄道によって国策国有企業として推進され、1,000 万円以上を投資したが、鉄路 56 哩の「鮮少」な成果しか達成しなく、全道から見てわずかに「一端一隅ニ止マ^{とど}」っているに過ぎない。この北海道の富源を開発するにはこれまでの国策国有企業では果されなく、ここに国策民有企業によって「一大物産ヲ出」し、本州市場へ運輸する「大資本」（中央資本の進出）に依らなければならなく、その中枢となる室蘭本線を中核にする鉄道網で北海道を抱摂する内国植民地鉄道の建設で果される。したがって、明治政府の黒田清隆内閣は縦断的に室蘭本線と石炭とを結びつけ、他方、石狩平野、上川平野、そして十勝平野の農業開拓と移民を横断的に結びつけ、両者を統轄する北炭社を国策民有企業として発足させ、殖産興業の担い手として保護育成することを北海道庁長官永山武四郎によって明治 22 年 9 月 24 日に要請される。

こうして北炭社は「北海全道ノ富源ヲ謀ルノ大基本」と見なされるが、「無辺ノ原野」のため煤炭、或いは農産物の貨物「モ亦多カラザルヘキハ必然ニシテ」純益も生ぜしめない経営を余儀なくされる。したがって、道庁は大蔵省の許可の下に北炭社の経営体質の弱体化を補ない、さらに近代的産業資本主義企業として成長するための産みの苦しみを和らげるためにも「開業後ハケ年間純益年五朱ニ達セサルトキニ限り不足額ヲ当廳ヨリ補給」する特異な保護政策を進め、北炭社を国策民有企業として育成しようとする。こうした道庁による国策民有企業の保護育成政策は脆弱な経営基盤を補ない、近代産業資本主義への成長を準備するために不可欠な措置となり、本源的蓄積過程を育くむ殖産興業の一翼を担うこととなる。

それゆえ、北炭社はこうした大蔵省及び道庁の保護育成政策を受け、北海道の富源を開発して内国植民地制を推進し、本源的蓄積企業から近代産業資本主義企業への移行を井上角五郎によって達成される発達の道を歩むのである。すなわち、北炭社はその設立期において「保護ヲ仰カサレハ到底収支償ハサル」本源的蓄積企業、つまり、国策民有企業として設立され、ここに中央資本の投資による経営を成長への不可避な条件とされる。

とするなら、北炭社のこうした本源的蓄積企業はどういう保護によって近代的産業企業へ育成されるのであろうか。

北炭社が本源的蓄積企業として過渡的な発展を遂げるのは北海道において資本主義を自生的に発達させるのに必要な資本、労働力、技術力、そして国内市場を欠落させていることに由るのであり、日本資本主義の脆弱な資本蓄積にその原因を求められる。

とりわけ、北海道は本州以上に資本蓄積基盤が脆弱であることから、本源的蓄積過程は殖産興業政策によって推進され、北海道の富源、特に石炭エネルギーを本州に勃興しつつある産業革命の蒸気力源として供給するエネルギー・食料供給基地のモノカルチャー、或いはプランテーションとして北海道の内国植民地化を育くむのである。こうした北海道の内国植民地化は北炭社の室蘭本線の建設と幌内・幾春別・空知・夕張炭鉱の開坑とを両輪にして形成される。しかし、北炭社は北海道の内国植民地化を推進し、近代産業資本主義企業への自立的発達を準備する過渡段階として本源的蓄積過程を保護育成政策によって達成する特異な国策民営企業、とりわけ植民地鉄道会社として次のような11ヶ条の命令書によって設立されるのである。

「命令書

北海道炭礦鐵道會社

室蘭ヨリ空知太ニ達スル鐵道并全線路ヨリ岐シテ夕張及空知炭礦ニ達スル兩支線鐵道資本ニ對シ利子補給願許可候ニ付内閣主務大臣ノ指揮ニ據リ左ノ各條ヲ命令ス

明治二十二年十一月十八日

北海道廳長官

第一条

毎工區鐵道敷設工事竣成迄ハ株金拂込額ニ對シ其拂込翌月ヨリ起算シテ政府ヨリ一ヶ年五朱ノ割合ヲ以テ利子ヲ補給シ毎工區運輸開業後ハヶ年間ハ純益金（明治廿年勅令第十二号私設鐵道條例第三十朱ニ達セサル時ハ資本額ノ五朱迄ヲ極度トシ政府ヨリ其不足額ヲ補給スヘシ

但本文運輸開業ト称スルハ明治廿年勅令第十二号私設鐵道條例第十二条ニ據リ開業免状ノ下付ヲ以テ其期ト定ム

第二条

正副社長及理事ハ利子補給年限間ハ北海道廳長官之ヲ任免スルモノトス

第三条

北海道農産物ニシテ製造ヲ加ヘサルモノハ定額賃金ノ半額ヲ以テ之ヲ搭載シ又官ノ保証アル北海道移民及其携帯セル日常必要品（家具衣類農具）ニ限り無賃ニテ之ヲ搭載スヘシ

第四条

北海道廳長官臨時須要ト認ムル場合ニ於テハ一時又ハ期節ヲ定メ発車ノ度数ヲ増加セシムルコトアルヘシ

第五条

凶歳又ハ事變ニ際シ穀物ノ價非常ニ騰貴スル時ハ穀類ニ限り時日ヲ定メ其運賃ヲ低下セシムルコトアルヘシ

第六条

私設鐵道條例第三十二条ノ場合ニ於テハ豫メ事由ヲ具シ北海道廳長官ノ認可ヲ受クヘシ

第七条

鐵道事業ニ属スル資本収益ノ會計ト炭礦事業ニ属スル資本収益ノ會計トハ判然之ヲ甄別シ彼は相混同スヘカラス

第八条

北海道廳長官ハ定期又ハ臨時官吏ヲ派遣シテ其社金錢物件ノ會計ヲ検査セシメ若シ不當ノ所為アリト認ムル時ハ之カ更正ヲ命スルコトアルヘシ

第九条

鐵道ニ属スル出納積算ハ明治廿年五月勅令第十二号私設鐵道條例第三十三条ノ種類別ニ據リ且各工區ニ分ケテ調製シ毎季之ヲ北海道廳長官ニ報告スヘシ

第十条

其社ニ於テ第二条以下ノ命令ニ違反シタル所為アル時ハ第一条ニ掲クル利子補給ヲ受クルノ權利ヲ失フヘシ

第十一条

本命令書ハ政府ヨリ利子ヲ補給スル年限間効力ヲ有スルモノトス其年限間第一条ヲ除クノ外必要ト認ムル場合ニ於テハ改正増補スルコトアルヘシ」

（「公文類聚」より引用）

この命令書は道庁によって起案され、明治 24 年 12 月 5 日北海道庁長官渡辺千秋から内務大臣品川弥二郎に提出され、閣議決定されるのである。この命令書は北炭社を殖民地型鉄道会社として捕え、北海道の内国植民地化を推進することを事業の目的として掲げ、その実現に努めている設立後 8 年間の間に、(1)「一ヶ年五割ノ割合ヲ以テ利子ヲ補給」することに対し、その身代りとして(2)北炭社への監督、(3)運輸する移民と農産物の貨物への特別運賃として「半額」或いは「無賃」にすることを求める。すなわち、北炭社が本源的蓄積過程を進め、北海道を内国植民地化するための殖民地鉄道の役割を果たすことを設立の目的とされることになるが、その際、北海道庁或いは明治政府の殖産興業政策を担うことは北炭社の経営を官庁監督下に置き、殖民地鉄道会社の事業活動に特化することから北炭社の経営に停滞を生み、ひいては薩摩閥の官僚主義支を強めるところとなる。

堀基が北海道庁理事から北炭社の社長に就任し、道庁の開拓政策を推進することを北炭社の設立目的にするが、この結果、北炭社は官庁からの保護育成政策を受けるにも拘わらず、停滞を深め、経営破綻に直面することになるが、このことは既に述べたところである。

3 章 堀基と囚人使役

明治 20 年代から 30 年代にかけて、北炭社は(1)払下げ価格の低廉化、(2)官庁からの利子補給による経営の安定化、(3)石炭コストの低下政策による収益の確保等に支えられ、北海道の内国植民地化と本源的蓄積過程を両輪にして、近代産業資本主義企業への発達を準備する過渡的段階^{など}を辿るのである。

官営事業を民間に払下げ、明治 22 年に生み出されたのは九州での三井三池炭鉄と北海道での北炭社とであり、あたかも一卵双生児のように出現するのである。この両社にとって共通する 1 つの大きな点は、生産コストを低下させるために囚人労働の使役を継続させている点である。他方、両者の大きな相違点は払下げ価格であり、三池炭鉄の三井組への払下げが 455 万円であるのに対し、幌内炭鉄鉄道の払下げは 34 万円（幌内鉄道の 24 万円、幌内炭鉄の 10 万円）で、つまり堀基への払下げであった。この北炭社への払下げ値段の安さは堀基と道庁の薩摩閥に対する不信を生み、国会でも取り上げられ、政争の具になるほどであった。

何故、道庁が堀基に北海道炭鉄鉄道を三池炭鉄と較べ、破格の安さで払下げたのかは(1)九州と北海道の地政学上の相違で、北海道の限界地代に対し九州は差額地代の高収益を見込めること、(2)石炭埋蔵量の相違で、幌内炭鉄の場合は 485 万トンの内、可採炭量は、137 万トンにしか過ぎず

年8万トンの採炭でわずか8ケ年の炭鉱寿命の短かさとなり、三池炭鉱の桁違いの巨額の埋蔵量と較べ余りにも貧弱な炭量であること、そして(3)上述した(1)、(2)に加え、経営規模の相違である。すなわち、三池炭鉱は約40万トンの採炭を行うが、他方北炭社は年8万トンの予定であり、三池と較べ8分の1の出炭量となり、規模の経済から三池炭鉱の低コストに対して幌内炭鉱の高コストとなっていることが両者の払下げ価格の相違となっている。

三池炭鉱と較べ幌内炭鉱の払下げ価格が桁違いの低さとなるが、このことは幌内炭鉱の低収益の原因となり、この収益を資本換算する払下げ価格の低さへの評価となる。すなわち、幌内炭鉱鉄道の払下げ価格の低さはこうした幌内炭鉱の低収益を経済的根拠にすることになるのである。次の「幌内炭山払下価格計算理由」は鉄道の高収益に対し炭鉱の低収益と少ない埋蔵量と可採炭量の小ささから生じる幌内炭山払下価格を10万円余りと評価する理由を明らかにするのである。

「幌内炭山山拂下価格計算理由

一 金拾万四千参百六拾八円 幌内炭山所属物件拂下価格

但幌内石炭一手販賣人村田堤ヨリ差出タル損益計算書ノ内該山ニ係ル廿二年度ノ収益豫算ハ金参万六千八百貳拾貳円餘ナリ因テ之ヲ審査スルニ収入ノ内塊炭賣却代一噸金貳円八拾五錢ニシテ現今ノ相場ニ比スレハ稍低價ナリト雖モ固ヨリ目下ノ相場タルヤ永ク市場ニ保ツコト能ハサレハ論ヲ俟タス且数年ニ渉ル計數ヲ得ルノ率トシテハ一層確實ナラン事ヲ要シ試ニ廿年以來各年実地ノ相場ヲ得テ之ヲ平均スルニ金貳円九拾貳錢五厘ニシテ内船賃等ノ雜費含有セシモノアルヲ以テ是等ヲ斟酌シ更ニ五分ヲ減スレハ金貳円七拾七錢九厘トナル而メ比金額ヲ以テ算出スルノ至當ナルヲ識認改算シ粉炭モ亦之ニ準ス又支出ニアリテハ採掘費ノ廿一年度実費額ニ對シ稍高價ナリト雖モ民業ニ移ル以上ハ漸次囚徒使用ヲ廃セサルヘカラス故ニ勢ヒ高價ナルヲ免レス其他汽車賃ノ如キハ一厘一錢ノ割合ナリト雖モ現今ハ一錢六厘餘ナリ尤該會社ハ果シテ豫定ノ如ク減却スルノ法案ナルヘシト雖モ一方ノ鉄道損益勘定ハ現今ノ割ニテ算入シアルハ勿論ナリ然ラハ茲ニ支出ヲ減スレハ彼ニ収入ヲ減セサルヲ得ス然ルニ彼シテ収入ヲ減セス其保存スル以上ハ此ニ支出ヲ減スルノ理由ナキヲ以テ現今ノ賃金ニ基キ改算シ其収支ヲ比較スルニ金壹万四百参拾六円餘ニシテ同人ガ提出セル豫算ニ對シ金貳万六千参百六拾八円餘ヲ減セリ今此益金ヲシテ一ケ年ノ割ノ利子ニ相当セル元金ヲ得ルニ金拾万四千参百六拾八円トナル之ヲ主任技師ヲシテ調査セシメタル計算書ノ金額則チ八万九千貳百五拾貳円餘ニ比スレハ金壹万五千百拾五円餘ヲ増過セリ曩ニ主任技師該炭山実測ノ結果ニヨレハ該山ノ炭量ハ概ネ四百八拾万噸餘ヲ有シ而シテ之ヲ掘採セントスルニハ尚ホ金貳拾八万円許ノ起業費ヲ要スト之ヲ經濟的ヨリ論スルトキハ此巨額ノ金員ヲ該山ニ投スルハ他ニ取得アルカ又ハ相待テ収入ヲ計ルモノアルニアラサレハ得テ為スヘカラス然レトモ現今ノ仕方ヲ以テ掘採スルトキハ僅ニ二百参拾七万噸ヲ得ヘク之ヲ年々八万噸ヲ採炭スルモノトセハ今後凡十七年目ニ至リ居ルモノトス依之營業上ノ得失ヲ考フレハ僅ニ十七年ニシテ營業ヲ終ルモノトセハ他ノ永年ニ渉ルモノ或ハ元資ニ相当セル財産遺存スヘキ營業ト同一ニ収益ノミヲ謀ルモノニ非ラス併テ方之レカ元金ヲモ償却セサルヘカラス故ニ右算出金拾万四千参百六拾八円ニ對シ年々ノ収益金ヲママニ得ルニ八年十朱ノ利子ヲ引去リ殘額ヲ以テ元金取崩ノ算則ヲ用ユルニ凡十七ケ年半ニ全ク償還シ了レリ僅ニ半年ノ差ニシテ恰モ石炭ノ尽ルト同時期ニ元資ヲ償還シ終ル算數ヲ得ヘシ故ニ前掲金額ヲ以テ拂下價格ト定メ適トト思考ス」

(「公分類駁」より引用)

この幌内炭山払下価格10万円余を「適当ト思考ス」るに至った計算根拠については明らかにするが、その根拠は以下の4点に要約される。

(1) 明治22年の収益予算36,820円は「適当」である。その根拠となる石炭1トン当り販売

価格は、2 円 85 銭で市場価格より安い「適当」である。尚、平均相場は 2 円 92 銭 5 厘で推移している。

(2) 明治 22 年の採掘費は 21 年度に比し「稍高価ナリ」の額であるが、「適当」である。幌内炭鉱の石炭は「囚徒使用」で採掘され、安いコストであったが、民有に移れば「漸次使用ヲ廃セサル」ことになるから、高コストとなる。

(3) 石炭の輸送費は 1 哩当り「1 銭 6 厘」とやゝ高く計上され、原則は 1 哩当り 1 銭の割合である。鉄道部と炭鉱部は相互依存の収入・支出構造をなして均衡されているのであるから、やむをえない。

(4) 村田堤が提出する損益計算書の収支 36,820 円は道庁の計算収支 10,436 円と較べ 26,384 円と高いが、この収益は炭鉱の存続期間の起業費 28 万円を償却するために支出されることになるので消費されてしまう。

ちなみに、幌内炭鉱は可採炭量で 137 万トンにすぎず、1 年 8 万トンを採炭すれば、17 年で掘り尽してしまうので起業費 28 万円を償却するのにこの収益を支出することで「全ク償還シ了レ」ることになる。したがって、払下げ価格 10 万円は「適当」な金額となる。

以上見たように、幌内炭鉱の払下げ 10 万円余りは炭鉱の 17 年間の残存期間の収益で「償還」されることになり、「適当」と結論づけられる。

そして、この幌内炭鉱の払下げは「囚人使役」による低コストを計算に入れて算出されていることに注目すべきである。

北炭社は村田堤の経営（北有社）を継承することを前提にして設立されることになるから、「囚人使役」の低コストを経営基盤にする点で三井三池炭鉱と同じであり、ここに資本の本源の蓄積過程の特異な立場に立っていることを見出すのである。まさに、井上角五郎が明治 26 年に北炭社に入社し、直面する問題がこの「囚人使役」と良民による飯場制度の問題であり、まさに資本の本源の蓄積過程の中心をなしている問題点である。

4 章 北炭社の囚人使役と資本の本源の蓄積過程

北炭社は堀基の下に設立され、保護会社として経営される。すなわち、堀基は、(1)官庁から利子補給され、(2)払下げ価格の低さによる保護を受け、(3)「囚人使役」による採炭費の低コストと、(4)そして鉄道輸送の低コストで経営を支えられ、資本の本源の蓄積過程を経営基盤にして歩み始めるのである。その際、(3)の「囚人使役」はまさに資本の本源の蓄積過程そのものとして現われ、北炭社の経営を支える低コストと高収益の源泉となり、廃止される明治 27 年までの北炭社の設立期での経営を特徴づけることとなる。

幌内炭山において囚人使役が行われたのは明治 16 年からである。囚人は樺戸監獄所から分離されて幌内炭山外役所に移される。この幌内炭山外役所は明治 16 年から 24 年 6 月迄の次の表-1「囚

表-1 幌内炭山外役所での囚人死傷者別統計

合 計	雑業及ヒ積込		運搬的外傷		落炭的外傷		落盤的外傷		瓦斯の火傷		事業種別 年次
	死	患	死	患	死	患	死	患	死	患	
	1	六八	1	1	1	三二	1	二二	1	一二	十六年
	1	一七七	1	1	1	八九	1	1	1	五七	十七年
	1	二七三	1	1	1	一八六	1	1	1	五一	十八年
	1	七〇五	1	1	1	五九八	1	1	1	三四	十九年
	二四	一四〇	1	三	二	七	四	二二	一二	三八	二十年
	一九	一三一	一	二	三	二二	三	二八	二	四四	廿一年
	一三	四九三	1	二七二	1	五四	五	四	七	一五四	廿二年
	二〇	一、〇〇四	一	七一	二	四三	1	七	九	一八二	廿三年
	九	一二三〇	1	四六	1	四七	一	六〇	一	四九	廿四年 自一月 至六月
	八一	三、三〇一	二	一、〇五三	七	一、〇七七	一三	一四二	三二	五九九	合計

(「集治監沿革調」より作成)

人執業上死傷者累年対比表」を作成し、囚人使役の酷使とその犠牲のすさまじさの数字を提示する。

この表-1 は幌内炭鉱の坑内で生じる執業上の死亡事故及び傷病者数の推移を示している。この表-1 から幌内炭鉱での坑内死傷者数での特徴は次の4点に要約される。

第1は明治16年から24年6月迄の合計で死亡81名、傷病者3,301名の多さとなっている。

第2は死亡81名の内訳を見てみると、32名がガス爆発(瓦斯の火傷)及びガス突出で亡くなっており、幌内炭山のガス山に由来するものである。他方、死亡31名は落盤的外傷に由る

のであり、残柱採炭方式に対する技術的対応の低位性と支柱技術の未熟さに原因すると考えられる。この落盤は主に天井の崩壊から生じるが、深部化するに伴ない落下する傾向を強める。

第3は死亡13人は落炭の外傷から生じているが、山圧及び盤圧で採炭切羽及び残柱の崩壊を生じることからその落炭の下敷きになって死亡したものである。

第4は傷病者の内訳で落盤の外傷が599名でトップで、次に瓦斯的火傷が430名の大きさとなっている点である。

幌内炭山外役所は表-1の炭坑内死傷者による(1)火傷、(2)外傷の他に、(3)病症患者を生じ、次の表-2のような病症類と死亡者を出している。

この表-2の中で1～4の番号を付けている病症が主に幌内炭山外役所による炭山労働から生じるものであるから、以下その病症と炭山労働との関係について具体的に明らかにする。

(1) 骨及関節病

この「骨及ヒ関節並ニ皮膚筋病ノ多クハ幌内外役所ニ於ケル外科的負傷病ニシテ」であり、表-1の落盤の外傷及び落炭の外傷と関連する。すなわち、骨及関節病は「磐石若クハ石炭塊ヲ採掘スル際ニ於テ塊片ノ墜落ニ由テ発スル者ニシテ多クハ諸種ノ骨傷若クハ軟部創傷関節ノ諸病多ク、之レニ次テ坑内瓦斯ニ点火シテ為メニ火傷スル者多シトス」るのである。したがって、「当監病者ノ殆ンド三分ノ二ハ幌内外役所ヨリ発スル者トス」るほどになる。

(2) 神経及五官病

五官病の大半は眼病である。この眼病の原因は「炭坑内ノ空気不適當ナル光線中ノ動作、塵埃、竄入、油煙、刺戟、炭塊岩塊ノ細粉末竄入、睡眠不足・栄養ノ不良・外傷、暗所ヨリ俄然強劇ノ日光下ニ出ツル」等に由るのである。それゆえ、この眼病も「マタ幌内外役所ニ於テ多ク見ル所」となる。

(3) 外襲的変死

ここでいう「外襲的変死トハ逮捕斬殺、磐炭塊、墜落ニ由テ圧死セラレ、若クハ脳震盪ニ由テ即死シ或ハ時ヲ経テ死シタル者ナリ」で幌内外役所の炭山就業と関係する死亡である。

(4) 中毒

ここでの「中毒」は表-1の瓦斯的火傷と関連を有するが、「幌内外役所炭坑内ニ発生スル一種不明ノ瓦斯中毒ヲ多シトス」るものとなる。以上のように、北海道集治監の中で幌加内炭山外役所は囚人数を急増させ、幌内炭鉱の採炭コストを低下させるのに大きな役割を果たし、村田堤の北有社、さらに堀基の北炭社の経営を支えるのである。

表-2 北海道集治監の患者数と病症類

囚人 数	合 計	原因不明 病	4 中 毒	3 外 変 化	泌尿器及生殖 器病	消化 器病	呼吸 器病	2 神 経 及 五 官 病	1 血 行 器 病	骨 及 関 節 病	皮膚 及 筋 病	発 育 及 栄 養 病	傳 染 病	幌内炭山外 役所の患者	
														病 類	患者及 死亡
九二	五七	一	一	一	九	二七	七五	二二	一	一七	八三	四	六五	患	十五年自八月 至十二月
	三	一	一	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	死	
一七〇	一三八	一	一	一	二三	五五七	三六	一三五	四七	一三	一三〇	五三	二四	患	十六年
	六四	一	一	一	三	二〇	一八	一	二	一	一	二	五	死	
二五七	一四五	一	一	一	三五	三四	三七	一六	一四	二七	二七	六	一四	患	十七年
	六九	一	一	二	二	一九	一八	二	二	四	一〇	一	一	死	
三二四	一五七	一	四	一	二九	三五九	三八	一六〇	三六	六〇	二七六	七四	三二	患	十八年
	四九	一	一	一	一	七	一六	二	一	三	一	二	二	死	
五六三	三九六	一	一	一	四一	八六二	七二	四四八	九	一三	九〇	一九〇	五六〇	患	十九年
	八三	一	一	八	三	一九	一六	五	二	二	六	一四	八二	死	
五八〇	九三九	一	七	二	四	九	一〇	二四	一	五	七	九	五七	患	廿年
	二六五	一	二	二	三	九三	四〇	二四	一	五	七	九	五七	死	
六七五	八〇一	一	一	一	二	二〇	二六	三七	一	一	二	二	二	患	廿一年
	七六	一	一	一	二	一七	二〇	七	一	一	二	一	二	死	
九九九	三六四	一	一	一	五	四五	五三	六六	八	四	五三	二七	五九	患	廿二年
	八三	一	一	一	一	二六	一〇	一一	五	七	三	二	三	死	
一、〇二一	七三〇	一	一	一	一	六八	一八	二四	五	八	六	四	一	患	廿三年
	一〇六	一	一	一	一	二	二	二	三	七	三	一	八	死	
九三一	三四五	一	一	一	九	二八	三〇	四三	三	二	一	一	一	患	廿四年自一月 至六月
	四五	一	一	一	三	五	二	一	一	一	一	一	三	死	

(「集治監沿革調」より作成)

表-1, 表-2 に見られるように、幌内外役所は囚人使役を拡大する中で死亡件数と病症患者の犠牲と重症化を頻発し、まさに資本の本源的蓄積のためにその歴史的役割を果たす。それゆえ、北海道集治監、とりわけ幌内外役所からの逃亡者数は次の表-3 のように増加傾向を示す。

この表-3 から窺えるように、北海道集治監、とりわけ幌内外役所に収容される囚人は(1)不論罪、(2)軽禁錮、(3)重禁錮、(4)懲役 (10 年・終身)、(5)軽懲役 (6 年)、(6)徒刑 (12 年、13 年、14 年、

表-3 北海道集治監からの逃亡数

計	終身	無期	十五年	十四年	十三年	十二年	
三六	三	一五	五	一	七	五	二十四年
九一	二	一七	一二	六	二〇	三四	二十三年
四三	一	一〇	六	二	八	一六	二十二年
二四	二	一四	二	一	一	四	二十一年
二七	二	七	三	五	三	七	二十年
一〇	一	五	一	一	一	二	十九年
八	一	一	二	一	三	三	十八年
二八	三	二	六	一	八	八	十七年
五〇	三一	四	二	二	一	一一	十六年
五	三	一	一	一	一	一	十五年
三三二	四八	七五	三九	一八	五一	九一	合計

（「集治監沿革調」より作成）

無期），（7）死刑囚，（8）流刑（12年）等の8種類に分れるが，主に（1）徒刑（12，13，14年無期），（2）懲役（10年，終身）そして（3）流刑（12年）を中心にする重罪人である。表-3は明治15年から24年迄の逃亡件数322を合計数にしている。そのうち逃亡する囚人の中心は徒刑の12年と無期刑とである。前者の徒刑12年は322名のうち91名で，28パーセントとなる。次に多いのが徒刑の無期刑であり，このグループは75名で，23パーセントである。両者で全体の半分を占め，逃亡の中心グループはこれら徒刑12年と無期囚人で占められている。他方，懲役の終身刑は48名の逃亡者を出し，その数からしてむしろ逃亡率の高さから決死の逃亡を窺わせるものである。

幌内炭山外役所は逃げるも地獄，残るも地獄の凄じいところとなるが，「最モ隆盛ニシテ歳々囚員ヲ増加」するほどに幌内炭山に囚人を集中させる。そして，これら逃亡囚人は前に掲げた表-1，表-2のように漸殺されるか或いは変死を遂げる。これら囚人を取締る身分的階層制は明治14年

表-4 堀基の囚人使役計画

増加の 数	需 用 数				炭 山 年 度
	計	夕 張	幾 春 別	空 知	
○	○	○	○	○	二十三年
七〇〇	七〇〇	○	四〇〇	三〇〇	二十四年
七〇〇	一、四〇〇	三〇〇	四〇〇	七〇〇	二十五年
七〇〇	二、一〇〇	七〇〇	四〇〇	一、〇〇〇	二十六年
七〇〇	二、八〇〇	一、〇〇〇	四〇〇	一、四〇〇	二十七年
七〇〇	三、五〇〇	一、五〇〇	五〇〇	一、五〇〇	二十八年
	三、五〇〇	一、五〇〇	五〇〇	一、五〇〇	二十九年

(「北炭五十年史第九編従業員上巻」, 11 頁より作成)

太政官達によって決定され、(1)典獄、(2)副典獄、(3)書記、(4)看守長、そして(5)看守等から成るピラミッド編成となる。これら北海道集治監は内務省の掌握されるところとなり、地方監獄所の都道府県と相異なるのである。そして、明治17年には逃亡対策として特務看守が導入される。この特務看守は「銃器携帯ニシテ装弾発砲」を認められ、逃亡囚人の銃殺或いは斬殺を許されることとなる。

堀基は北炭社の払下げを受けるや、北炭社の経営基盤を確立するために明治23年11月23日、北海道庁長官に囚人派遣とその使役許可を次の表-4のように申請する。

堀基は幌内炭鉱での囚人使役を継続しながら、その囚人使役を空知、幾春別そして夕張炭鉱にも拡大する申請書を提出するが、明治23年から29年に合計3,500名に達する大規模に囚人を動員することで北炭社の発達を軌道に乗せようとする。とりわけ、空知炭鉱は囚人1,500名の動員計画で開坑され、他方夕張炭鉱が同様の1,500名の囚人使役を見込むのである。

5章 堀基と飯場制度、友子制度

堀基は明治22年に北炭社を設立申請する際、幌内炭鉄を10万円余り、幌内鉄道を約24万8千円の合計36万円前後の金額で払下げを受ける。他方、堀基は北炭社の資本金を650万円とし、その内訳として(1)炭鉄に150万円、(2)鉄道に500万円を当てる。そして、堀基はこの鉄道資本500万円に利子補給するようお願い出る。その理由は鉄道の拡大は室蘭本線を中心に計画されるが、北海道を鉄道網の中に抱摂して内国殖民地化を推進する役割を果たすことから国策鉄道への貢献を認め、鉄道経営を安定するために、そして株価の安定のためにも利子補給への特許^{あづか}に与りたいとするのである。このことから、堀基は明治22年8月9日北海道庁長官に次のような願いを提出する。

「北海道炭鉄鐵道會社創立

并ニ利子補給其他特許願

私共今般發起人ト為リ北海道ニ於テ炭鉄鐵道會社ヲ創立シ會社資本總額金六百五拾萬圓ノ内百五拾萬圓ヲ以テ採炭業ニ従事シ五百萬圓ヲ以テ鐵道ヲ布設シ運輸業ニ従事仕り度候思フニ本道ノ人口漸ク増加シ殖産ノ業亦年ヲ追フテ起リ又將ニ鐵道ノ布設ヲ俟テ各業勃興セントスルノ傾向アルカ為メ鐵道布設ノ必要ヲ感スルノ地方最も多シ依テ函館ヨリ根室マテノ鐵道ヲ貫通スルハ軍事施政及殖産上必要ノ義ニシテ早晚之カ計畫ヲ為スヘキハ勿論ニ候得共今日ノ場合ニ於テハ収支相償フヘキ見込モ立無候ニ付先以テ會社營業上ノ安全ヲ謀リ差向キ室蘭空知間ニ鐵道ヲ布設シ依テ幌内鐵道ト連結セシメ當分幌内郁春別空知夕張美唄炭山ノ運炭ヲ主トシ兼テ乘客貨物ノ運輸ヲ以テ營業ト仕リ漸次ニ他ヘ延長致度見込ニ御坐候然ルニ此度ノ計畫タル本道未開ノ地ニ巨多ノ資本ヲ投シ開拓ノ事業ヲ翼賛スルノ微意ニ有之候得バ特別ノ御詮議ヲ以テ本會社創立并ニ鐵道部ノ資本金五百萬圓ニ對シ向十ヶ年間年五朱ノ利子御補給併セテ別紙記載ノ各項トモ御聴許被成下候様仕り度尤モ私設鐵道條例及日本坑法ヲ遵守營業可仕ハ勿論ノ義ニ有之別冊起業目論見書相添此段奉願候也

明治二十二年八月九日」

（「公分類攷」より引用）

北炭社が建設する室蘭本線は「500万円ヲ以テ鐵道ヲ布設」し、函館―室蘭―根室に「鐵道ヲ貫通」するので「軍事施設及殖産上必要ノ義ニ」を旨とする国策鉄道である。それゆえ、堀基はこの「収支相償フヘキ見込モ立無候ニ付」経営を安定するために「鐵道部、資本金五百萬圓ニ對シ向十ヶ年間年五朱ノ利子御補給」をお願いするのである。この保護育成を受けて鉄道は将来構想の函館―根室への縦断鉄道網へ連結するが、とりあえず、岩見沢を中継する室蘭―空知線を建設し、(1)この石狩炭田における「幌内幾春別空知夕張美唄炭山ノ運炭ヲ主トシ」、(2)「兼テ乘客貨物ノ運輸ヲ以テ營業」し、石狩、上川そして十勝平野の開拓を促進する。かくて、北炭社は炭鉄と鉄道を両輪にして石炭と農産物の供給基地としてモノカルチャ構造とプランテーション型大農場制（地主＝小作制）の設立とに立脚する内国殖民地制を築くエンジンの役割を果たすことを経営戦略として設立され、保護政策のもとに発展しようとする。堀基はこの鉄道への利子補給を申請し、認められるが、他方炭鉄においても囚人使役への申請を提出する。この3,500人に及ぶ囚人使役を申請する堀基は「御貸下囚人へは其食料現品を以て本社より上納可仕本願の御許否は実に本社の

消長之に依て決する」と述べ、炭鉱経営を「消長」するものと囚人使役を見なす。しかし、囚人使役は幌内炭山外役所が幌内炭鉱を引続き請負うことで継続される。

他方、堀基は空知炭鉱、夕張炭鉱そして幾春別炭鉱に良民として飯場制度と友子制度を導入し、開鉱する。

幌内炭鉱は一時囚人使役と良民鉱夫とで同時併存的に採炭され、その採炭区域をそれぞれ別個に設定していたが、漸次囚人使役で全て採炭されるようになる。このため、幌内炭鉱の良民鉱夫は空知炭鉱へ移り、飯場制度を展開することになるが、明治23年の状況について次のように述べられている。

「明治二十三年二月頃カラダト思ヒマス。幌内ノ採炭ハ全部囚人ヲ使ヒ、良民ノ従業ハ許サレナクナリマシタ。遙カニ内地カラ移住シテ來タ鑛夫達ハ大変驚キ一時全ク途方ニ暮レマシタ。

丁度是ヨリ先ニ北海道鐵道會社員ノ米倉清藤氏ハ、石狩川沿岸ニ住ムアイヌ數人ヲ連レ測量ニ従事サレテ居リマシタ。愈々成業ノ見込ガツキ、試掘ニ着手ト云フ事ニナリマシタノデ鑛夫ノ募集ニ掛リマシタ。此ノ報ヲ傳ヘ聞イタ幌内ノ人々ハ如何ニ喜ンダ事デセウ。實ニ喜ビ勇ンデ此新開ノ地炭山ニ向ツテ來マシタ。其レハ明治二十三年春ノ始メデアリマシタ。」

(「北炭五十年史従業員上巻」より引用)

堀基は村田堤の北有社から夕張炭鉱、空知炭鉱そして幾春別炭鉱を譲り受け、幌内炭鉱でのノウハウをこれら炭鉱の開坑に利用し、飯場制度と友子制度を採用する。とりわけ、空知炭鉱は山奥深い山間部にあり、原始林に囲まれる陸の孤島となっている地政的環境から、飯場制度、友子制度の渡り鉱夫、或いは東北の金属鉱山からの渡り友子、さらに、九州、四国の移民等によって開鉱される。

空知炭鉱が幌内炭鉱から移住する良民鉱夫を中心に飯場制度、友子制度によって開鉱されることになるが、その中心となる飯場制度とその組長（飯場頭の別称）は次のような採炭請負人であり、主に採炭・掘進請負制を中心に飯場制度を統轄する坑夫募集人でもある。

「空 知 礦

當礦の創業時代たる明治二十三年より同二十六年頃までは事業の大部分は之を請負に附したる爲、多くの請負人は會社の建物を借受け組下鉱夫を収容し何れも飯場を經營せり。

爾後請負作業を廃止して會社の直營に移したるも依然飯場は存續し、相當の繁盛を見たるものゝ如し。

當時の飯場主の主なるものを挙げれば

角館飯場（佐久志） 鈴木飯場（下之澤）

雷 飯場（下之澤） 石亀飯場（神 威）

山田飯場（神 威） 高瀬飯場（神 威）

稻田飯場（神 威）

等にして何れも飯場料並寄宿人に對する金品の立替により相當の利益を得、會社よりは燃料炭、電燈等の補給を受け、飯場鑛夫の出役入坑者一名に付、拾錢乃至拾五錢を支給せらるる外毎月拾五圓の飯場主手當を給與せられ

たり。」

（「北炭五十年史従業員上巻」より引用）

これらの主要な飯場と組長は(1)角館、(2)雷、(3)山田、(4)稲田、(5)鈴木、(6)石亀そして(7)高瀬等であるが、渡り坑夫を中心にする友子制度を内包していると考えられる。飯場制度は次の4形態に、すなわち(1)フルライン飯場型、(2)鉱夫募集と飯場経営の鉱夫供給型、(3)飯場経営型、そして(4)下請飯場型の4つに分類される。つまり、飯場制度の発達は2つの道を辿ることになる。1つは上からの道であり、(1)フルライン型飯場→(2)鉱夫供給型→(3)飯場経営型→(4)下請飯場型の下降的展開である。この底辺に位置する下請飯場型は現在一般化されている自動車産業、鉄鋼業、土木・建設業等で見出される下請飯場（工場）、或いは金属鉱山、石炭鉱業での組下請企業であると考えることができる。2つ目の道は下からの道と呼ぶことのできる上昇成長コースを歩み、トップに登りつめる上昇志向型と云う発達であり、(1)下請飯場型→(2)飯場経営型→(3)鉱夫供給型→(4)フルライン型飯場へ成長転化するものである。北炭社の飯場制度は上からの道と呼ばれるフルライン飯場を一挙に築きあげ、その飯場を世襲化する中で飯場制度を脆弱化させ、漸次消滅する道を辿るものと考えられる。こうした飯場制度の発達コースは明治23年から26年頃に形成される空知炭鉱において見出され、初発からフルライン型飯場制度の完成した姿を築くが、以降漸次低下しながら弱体化し、終に姿を消すこととなる。空知炭での飯場制度の資料を検討すると、フルライン飯場型は(1)「事業の大部分は之を請負に附」す採炭・掘進の請負人によって築かれ、(2)次に鉱夫募集して飯場に住まわせる飯場経営と(3)鉱夫供給とを兼ねる。つまり「多くの請負人は会社の建物を借受け組下^{いず}鉱夫を収容し何れも飯場を経営せり」と、フルライン飯場型が一挙に採炭請負人によって生み出されるが、産婆役の会社の援助を受けて可能にされることが上記の資料から窺うことができる。産婆の炭鉱会社は生まれる飯場制度を保護・育成して大きく育てるべく援助を手厚くする。つまり、「(炭鉱会社は)何れも飯場料並寄宿人に対する金品の立替により(請負人は)相当の利益を得、飯場鉱夫の出役入坑者一名に付、拾銭乃至拾五銭を支給せられる外毎月五円の飯場主手当を給与せられ」るのである。

したがって、明治時代の中頃に空知炭鉱の飯場制度は早くもフルライン飯場型から下降し、鉱夫供給飯場型に移行する。この鉱夫供給飯場型は空知炭鉱の場合、「請負作業を廃止」することから形成され、鉱夫募集と飯場経営を兼ねることを主要事業とするもので一般的形態となり請負飯場主を世話役、或いは頭役の役職に就かせる、フルライン飯場型から鉱夫供給飯場型への降下は飯場主（北炭社の場合、組長）による最大限利潤を追求する私欲の強さと悪質な搾取に原因し、明治40年に生じた3大暴動事件、つまり、足尾銅山、住友別子銅山、そして北炭社幌内炭鉱での鉱夫暴動を引き起こす事件を契機にして生じる。こうした暴動の原因となるのはフルライン飯場型を生み出した飯場主、つまり採炭請負飯場主の鉱夫に対する支配力の強さに由来する。こうした採炭請負飯場主の支配力について村上正安は「頭が作業請負機能をもつことである」と述べる。

6章 足尾鉬業所の飯場改革と友子制度

この明治40年の3大暴動事件に対する鉬業所の対応はいずれも(1)採鉬・掘進請負作業を廃止し、請負飯場主を世話役(方)或いは頭役に就かせ、(2)鉬夫の間接雇傭を直轄雇傭へ移行させ、そして(3)飯場主と鉬夫と会社の間の意志疎通を頭る労使協調関係を築くのに飯場制度と友子制度を結びつけるのである。

40年暴動以後、フルライン飯場型から鉬夫供給飯場への移行する典型的なケースは足尾鉬業所に見出される。足尾鉬業所は暴動への対策として(1)請負飯場主を飯場頭役に就かせて威信を回復させ、(2)鉬夫を直轄鉬夫に独立させて飯場に配置させ、そして(3)飯場制度と友子制度を結びつけて飯場頭役を「職親」として「父母ノ如ク貴ブ」「(友子団体調査報告(洞叢一))」204頁)ことで意志疎通を計るのである。こうした請負飯場主から飯場頭役(世話役)への移行は飯場制度と友子制度を結びつける形で次の「飯場制改正諸規則送付」(明治40年8月28日起案)に示される。

「飯場制改正諸規則送附の件

(足達)

第八三號〔明治四〇年八月廿八日起案〕

足 尾 鉬 業 所 長

監 事 長 殿

曩ニ飯場制改正ノ儀ニ付稟請仕候趣旨ハ、現今ノ飯場制度ノ弊ニ伴フ頭役対坑夫ノ関係ヲ改善シ、一方ニ於テハ当所ヨリ頭役ニ給与スル諸手当ヲ増加シテ其生活上ノ困難ヲ救済シ、他方ニ於テハ坑夫ヲ保護シテ頭役ノ羈絆ヲ脱セシメ、直接当所ノ監督被護ノ下ニ立タシメントスルノ方針ニ有之候ヘシ処、其後巨細調査致候結果、其裏面ニ於テハ表面ト多大ノ相違アル事実モ有之、今日迄急施ヲ要スルト考ヘラルコトモ却テ他方ノ実施ヲ要スルナドノ事実ヲ発見致候。要スルニ坑夫状態ノ改善元ヨリ忽ニスルヲ得ザレトモ、目下ノ急務ハ寧ロ頭役ノ窮状ヲ救済シテ部下坑夫ニ対スル待遇ヲ革正セシメ、兼ネテ其ノ威信ヲ保持セシムルニ在ルコトヲ認メタルヲ以テ、種々考査ノ上、今回別紙ノ如キ頭役使用細則及之レニ附随スル飯場組合規程及飯場申合規約ヲ制定シ実施致候事ニ取極メ申候。尤モ是等ノ規則ハ從來多クハ不文法トシテ存在セシモノヲ成文法ニ改メタルモノニ有之候。尚詳細ノ儀ニ関シテハ不日上京ノ際陳述可仕所存ニ候ヘ共、不取敢別冊御送付申上候間御一覽相成度、此段申進候也。

(規則ニ関スル伺及照會書類)」

(「飯場制度関係資料(洞叢三)」63-64頁)

足尾鉬業所は明治40年鉬夫暴動の原因を請負飯場頭の鉬夫(友子制度)への支配力の強さに求めることから、(1)鉬夫への搾取によって生活しなくて済む月給取りの生活にさせ、(2)会社への鉬夫募集と供給、監督を職務にする飯場頭役に就かせる。このため、足尾鉬業所は(1)頭役使用細則を制定し、(2)飯場組合規程そして(3)飯場申合規約の改正を行うのである。(1)の頭役使用細則は明治40年9月14日の「飯場頭役ノ代表者」に次のように提案される。

「頭役使用細則

第一條 頭役ハ當鉬業所ノ指揮ニ從ヒ、坑夫ヲ保護監督シ、當所ニ對シ坑夫ヲ代表シ相互ノ意思ヲ疎通シ、業務

ノ執行ヲ圓滑ナラシムル事ニ^{つと}昂ムヘシ。

第二條 頭役ハ前條ノ任務ヲ完ウスル爲メ、常ニ自己ノ品行ヲ慎ミ威信ヲ保持スル事ニ昂ムヘシ。

第三條 頭役ハ當鑛業所ノ必要ニ應ジ坑夫紹介若クハ募集シ、雇傭契約締結ノ場合ニハ坑夫ノ保證人タルヘキモノトス。

第四條 頭役ハ當該飯場ヲ代表シテ飯場組合ニ加盟スルノ義務ヲ有ス。

第五條 頭役ハ常ニ三十人以上ノ部下ヲ保有スル事ヲ要ス。

第六條 頭役ハ其組下坑夫若クハ見習卒業後ノ坑夫ガ三ヶ月間勤續シタル場合ニ、當鑛業所ヨリ直接倉庫品ノ貸下及賃金ノ拂渡ヲ受クル事ヲ認諾スヘシ。此ノ場合ニ於テ坑夫ヲ獨立坑夫ト稱ス。

第七條 頭役ハ獨立坑夫ニ對スル獨立以前ノ貸越金ヲ當鑛業所ニ届出テ、其承認ヲ求ムヘシ。

前項届出ノ方法ハ、坑夫ノ獨立以前ノ稼賃金ト頭役ノ貸與シタル金額トノ差引明細書ヲ作り、之ニ對スル本人ノ月賦返済約定證ヲ添ヘ、其坑夫ト連署ノ上、當鑛業所ニ提出スヘシ。

但、月賦返済ノ額ハ毎半月ニ一圓以上トシ、五ヶ月以内ニ完済セシムルモノトス。

當鑛業所カ前條ノ届出ヲ承認シタルトキハ、其鑛夫ノ稼賃金中ヨリ月賦返済額ヲ控除シ之ヲ頭役ニ交付ス。

第九條 第七條ノ貸越金ヲ完済セザル以前ニ坑夫退役シタルトキハ、其未済額ハ頭役ノ負擔トス。

第十條 頭役ノ紹介シタル坑夫ニシテ獨立後六ヶ月以上勤續シタル場合ニハ、當鑛業所ハ頭役ニ對シ坑夫一リニ付六圓ノ紹介手當ヲ支給ス。

前項ノ手當金ハ左ノ三時期ニ分チ之ヲ支給ス。

一、坑夫獨立シタル時 金四圓

一、獨立後一ヶ月ヲ經タル時 金一圓

一、獨立後二ヶ月ヲ經タル時 金一圓

第十一條 前條ノ場合ニ於テ、坑夫カ再就役以上ノ者ニシテ前回退役後三ヶ月ヲ經サル間ニ再ヒ就役シタル者ナルトキハ、坑夫獨立期ノ起算點ハ前回退役ノ日ヨリ三ヶ月ノ後ヲ以テス。

第十二條 頭役ハ坑夫ノ就業ヲ督勵シ、猥リニ缺稼セシムヘカラス。

當鑛業所ハ頭役ニ對シ入坑シタル坑夫又ハ見習坑夫一人ニ付一日金三錢ノ坑夫入坑・勵手當ヲ支給ス。

第十三條 頭役ハ一ヶ月間ニ二十五日以上入坑シ部下坑夫ノ就業状態ヲ視察シ、其ノ勤怠ヲ監督スル事ヲ要ス。

當鑛業所ハ頭役ニ對シ毎月金十五圓ノ入坑手當ヲ支給ス。

第十四條 頭役已ムヲ得サル事故ニヨリ入坑シ能ハサル場合ニハ、當所ノ許可ヲ得タル代人ヲ入坑セシムル事ヲ得。

附 則

第十五條 本則ハ支柱夫、進鑿夫、坑内運轉夫ヲ有スル頭役ニモ之ヲ適用ス。」

（「飯場制度関係資料（洞叢三）」61-62頁）

この「頭役使用細則」は(1)鉱夫募集と供給、(2)飯場経営、(3)新しい鉱夫に採鉱技術を教えて一人前の鉱夫に育てる職親の務めを果す（友子の親分一兄分一子分関係の形成）こと、(4)鉱夫への前貸金を月賦で返済させ、独立鉱夫に育て、坑内に就業させ、(5)月15日以上坑内視察し、出稼奨励と監督することで月15円の入坑手当を受けとること、(6)入坑する鉱夫1人1日3錢の入坑・奨励手当を受けとること、(7)月給取りとしての飯場頭役を位置づけ、労使協調関係の担い手と意志疎通者としての職務を新しく課す。

足尾鉱業所はフルライン飯場型から鉱夫供給飯場型へ移行する際、請負飯場主を月給制の頭役に変え、さらに頭役の威信を保持するため「職親」として^{とうと}責ばれるために友子制度を飯場制度に導入し、飯場制度の改革に踏み切る。とりわけ、足尾鉱業所の礎となる採鉱過程を掌握する本山^{いしづえ}

坑夫飯場は友子制度を導入して飯場制度の改革を次のように果たす。

「本山坑夫飯場組合規程

第一條 本組合ハ足尾鑛業所ノ承諾ヲ得テ之ヲ設立ス。

第二條 本組合ハ足尾銅山本山坑場ニ屬スル坑夫、支柱夫、進鑿夫及坑内運轉夫ヲ有スル各飯場ノ頭役ヲ以テ之ヲ組織ス。

第三條 本組合ハ本山坑夫飯場組合ト稱ス。

第四條 本組合ハ事務所ヲ本山坑場第(何)號飯場内ニ設置ス。

第五條 本組合ハ各飯場ノ取締方及各飯場所屬坑夫ノ取扱方ヲ一定シ、又鑛業所ニ對シテ各飯場所屬鑛夫ヲ代表シ、相互ノ意思ヲ疎通シ、業務ノ施行ヲ圓滑ナラシムルヲ以テ目的トス。

第六條 本組合ハ前條ノ目的ヲ達スル爲メ、左ノ件々ヲ實行スヘシ。

一、飯場組合規約ヲ制定シ、各飯場ヲシテ之ヲ遵守セシムルコト。

一、組下各飯場所屬坑夫ノ利害ヲ代表シ、鑛業所ニ對シ申告又ハ請願ヲ爲スコト。

一、當山坑夫飯場組合ノ聯合ヲ謀リ、協心戮力相互ニ輔佐スル事ニ努ムルコト。

第七條 本組合ニ左ノ職員ヲ置ク。

一、組合長 一人

一、相談役 四人

一、事務員 一人

但、事務員ノ外、凡テ名譽職トス。

第八條 組合長ハ組合員ノ内ヨリ之ヲ選舉ス。

組合長ノ任期ハ六ヶ月トス。但、再選スルコトヲ妨ケス。

第九條 相談役ハ組合員順次交替シテ其任ニ當ルモノトス。

相談役ノ任期ハ二ヶ月トス。

第十條 本組合員職員ノ任期ハ左ノ如シ。

一、組合長ハ公私ニ對シテ組合ヲ代表シ、相談役會又ハ組合總會ヲ召集シテ其議長トナリ、組合ノ常務ヲ執行シ、事務員ヲ任免ス。

一、相談役ハ組合長ヲ輔佐シ、組合長ノ召集ニ應シ其諮問事項ヲ審議ス。

一、事務員ハ組合長ノ指揮ヲ受ケテ雜務ヲ處理ス。

第十一條 本組合員ハ本組合ノ經常・臨時ノ費用ニ充ツル爲メ、各飯場所屬鑛夫ノ人員ニ應シ毎月一定ノ金額ヲ醵出スヘシ。

第十二條 本組合ノ經常費ハ左ノ三項トス。

一、交際費(奉願帳、寄附帳ノ死者弔祭金)

二、事務員手當

三、諸雜費

第十三條 本組合ハ毎年年季末ニ組合總會ヲ開ク。組合長ハ組合總會ニ前半期間ノ組合事務ヲ報告シ、會計収支決算ヲ提出シテ其認諾ヲ經ヘシ。

第十四條 組合總會ハ組合長ヲ選舉シ、組合ニ關スル重要事項ヲ議決ス。組合總會ニ於テ議決シタル事項ハ、組合長之ヲ執行スルノ義務ヲ有ス。

第十五條 本規定ノ外、組合ノ目的ヲ達スル爲メニ必要ナ規則ハ別ニ之ヲ定ム。

第十六條 本規定ノ更正及ヒ本組合ノ目的ヲ達スル爲メ新ニ制定シタル諸規制ハ、總テ鑛業所ノ承認ヲ經ル事ヲ要ス。

本山坑夫飯場申合規約

第一條 各飯場ハ相互ニ親睦ヲ旨トシ、新來坑夫ト雖モ總テ叮嚀懇切ニ取扱フヘシ。

第二條 各飯場ハ共同一致シテ坑夫誘拐者ニ對シ常ニ警戒ヲ怠ルヘカラス。

第三條 各飯場所屬ノ坑夫ニシテ左ノ各項ニ該當スル者ハ飯場ヨリ除名シ、鑛業所ニ申告シテ解僱ヲ請求スヘシ。

(一)放蕩無頼ニシテ業務ヲ怠ルモノ。

(二)喧嘩口論、其他不良ノ所爲アルモノ。

(三)組合其他ノ規約ヲ破リタルモノ。

(四)頭役ノ指揮ニ背キ又ハ其訓戒ヲ守ラサル者。

(五)宿下リノ儘歸所セサルモノ。

第四條 各飯場所屬坑夫ニ課スル飯場割ハ坑夫一人ニ付毎月金一圓、見習坑夫一人ニ付金七十錢ヲ超過スヘカラス。

第五條 飯場割ハ左ノ諸費ニ充ツルモノトス。

(一)組合費（山中交際金）

(二)香典、餞別⁽¹⁾、見舞金⁽²⁾、附合、祝儀⁽³⁾。

(三)飯場電燈、家賃、疊（敷物料）、障子張替、諸道具損料。

(四)諸雜費（半紙、蠟燭、提燈等）

(五)給料、手當、禮金。

(六)薪炭⁽⁴⁾。

第六條 飯場所屬坑夫ニ對シテハ第四條ノ飯場割ノ外ニ何等ノ名義ヲ以テスルモ賦金ヲ課スル事ヲ得ス。

第七條 作業場ニ於テ叭入鑛石ノ納入不明ナルトキハ、組合ノ名ヲ以テ之ヲ納付シ。其収入金ハ組合ノ所得トス。

第八條 飯場所屬坑夫ニ對スル救助金ハ左ノ割合ヲ以テ之ヲ給與ス。

(一)病氣見舞 七日以上六十日迄一日ニ付米五合

(二)死 亡 本人ナルトキハ五圓以下

(三)妻其他ノ家族ナルトキハ三圓以下⁽⁵⁾。

第九條 飯場賄料ハ左ノ如ク之ヲ定ム。

(一)上 賄 料 一人ニ付一ヶ月金六圓。

(二)並 賄 料 同 金五圓四十錢。

前項ノ賄料ハ汁三食代及蒲團二枚ノ料金ヲ含ム。

第十條 飯場ニ於テ取扱フ副食物及日用品ノ代價ハ、専ラ鑛業所貸下品ノ價格ニ準シ別ニ之ヲ定ム。

一、本山坑夫飯場申合規約第十條ニ依ル物品ノ價格ヲ當分左ノ通り定ム。

一、副食物ハ一皿ニ付三錢均一トス。

二、湯錢一ヶ月稼人一人ニ付 飯場居住者 十錢
長屋居住者 二十錢

三、草鞋一足 二錢

四、蒲團一枚一夜 一錢

五、晒木綿一本 九錢

六、手拭一本 五錢

七、油一合 四錢五厘

八、酒一合 五錢

九、醬油 二錢五厘

一〇、蠟燭一挺 二錢

一、カンテラ一個 五錢

一、木炭十貫目 七十三錢

以 上

明治四十年 月 日

本山坑夫飯場組合」

（「飯場制度関係資料（洞叢三）」66-69頁）

足尾鉍業所の飯場改革は(1)本山坑夫飯場組合規程と(2)本山坑夫飯場申合規約の改正を通して行われ、友子制度と飯場制度の結びつきを強めることで果されるが、次の3点に要約される。

第1は頭役が飯場の組合長として選出され(第二條)、組合の鉍業所に対する「申告又ハ請願ヲ為^な」し、労使協調関係の確立に努める意志疎通の役を果す(第五條, 第六條)ことを求められている点である。

第2はこうした頭役の意志疎通者の役割を強化するために飯場経営の民主化を進める頭役のライフライン(生活保障)の職務を「本山坑夫飯場申合規約」で明文化している点である。飯場経営の民主化は、飯場割と呼ばれる飯場運営費、つまり賦課金を友子制度の諸費に充て、友子制度のライフセキュリティ(相互扶助・相互共済)を導入することを可能にした点である。

第3は飯場の分配所機能を民主化して「鉍業所貸下品ノ価格ニ準シ」ることを求め、頭役の職務として新しく課している点であり、暴動の原因となった飯場主の悪質な搾取と高利の貸金、飯場割＝賦課金の中間搾取等を取り除いた点である。

足尾鉍業所はこれらの飯場改革を行い、飯場の民主化と飯場を友子制度の交際所にすることで頭役の威信を高め、労使協調関係の確立を果そうとする。村上安正は明治40年の暴動原因を飯場頭と友子同盟の対立に求め、飯場改革を(1)飯場制度と友子同盟の融合と(2)飯場の民主化に取り組む歴史的経営革新として捕え、次のように述べる。

「27～33(既に掲げた資料)いずれも暴動の事後対策として、鉍業所によって進められた飯場制度と友子同盟の改革にかかわる資料である。暴動に先立って、至誠会が主導した賃上げ運動が、友子同盟の組織を巻き込んで展開し、これを抑えようとした飯場頭とも対立を深めたことが暴動の背景にあった。両者をどのように改革すべきかは、暴動後の鉍業所にとって、最重要の課題であった。」

(「飯場制度関係資料 洞叢三」279頁)

足尾鉍業所は飯場改革と民主化を達成するために(1)頭役の月給取り制、(2)飯場の民主化改革として飯場制度と友子制度を結びつけ、その担い手の頭役を友子制度の「職親」に就け、威信を高め、労使協調関係を一挙に推進しようとする。こうした飯場制度と友子制度を結びつける足尾鉍業所の飯場改革は全国的に見た場合、一つの新しい方向を指し示し、全国の鉍山及び炭鉍への飯場改革モデル、或いは日本の労使協調へのモデルとなるものである。村上安正は足尾鉍業所の飯場改革での飯場頭役と友子制度の民主化について次のように位置づける。

「飯場頭が、その職場を遂行する見返りとして鉍業所から支払われるいわば正規の収入が低く抑えられていたため、配下坑夫への不当に高価な物品供給や、高利の貸金、あるいは〈飯場割〉といった賦課金の徴収による中間搾取への依存度を高め、これが飯場頭の権威を低め、配下鉍夫との対立の原因となったと判断しているのである。(飯場制度改正規則原案は)飯場制度と友子同盟改革の基本策である。ポイントは二つあり、第一は、従来は坑夫の自治団体であった友子同盟を飯場頭の管理化におさめた〈坑夫飯場組合〉とすることである。第2は、飯場頭

に一定の収入を保障する反面、配下坑夫からの中間搾取を制限することである。」

（「飯場制度関係資料 洞叢三」279 頁）

村上安正は飯場改革のポイントとして飯場制度と友子制度を結びつけてできる新しい組織を坑夫飯場組合の発足として捕え、足尾鉱業所の労使協調関係の一環として見なし、その特異な改革を明らかにする。初期において飯場制度は友子同盟を内抱する形で設立され、(1)友子同盟の職親を頂点にして親分一兄分一子分の身分的階層制を礎^{いしずえ}にして飯場頭の下に収斂し、(2)友子同盟の相互扶助・相互共済で飯場経営を補完し、坑夫飯場組合（フルライン型飯場制）として設立されていたものと考えられる。明治 40 年の鉱夫暴動はこうした飯場頭と友子同盟を分離し、対立することで発生することから、再び統合する坑夫飯場組合を飯場改革として復活することになる。すなわち、フルライン飯場型は飯場制度と友子同盟を両輪にすることで設立され、暴動を生み出す内部矛盾を初発から内在化させることになる。したがって、暴動を契機にする飯場改革は、(1)足尾型と呼ばれる統合の坑夫飯場組合として復活するか、或いは(2)北炭型と呼ばれる飯場制度と友子同盟の分離を推進するのか、の 2 つの方向を生み出す。

暴動後の 2 つの飯場改革は友子制度の発達に大きな影響を与え、足尾型で友子制度の発達を見るが、他方北炭型での友子制度の衰退、そして消滅への歩みを辿ることになる、と考えられる。全国的に見ると、暴動後における友子同盟は飯場制度から分離し、相互扶助の自治団体としての性格を強めることで弱体化する傾向を強める。

7 章 友子制度の 3 つの形態

足尾鉱業所労務部は昭和 12 年 8 月 25 日全国の鉱山或いは炭鉱に向けて「友子団体調査ニ係ル件」を発送し、次の 7 点にわたって友子制度への調査に対する回答を求めた。

「1. 親 展

昭和十二年八月廿五日

伊藤 早川

友子団体調査ニ係ル件

拝啓陳者、貴方労務者間ニ於テ頭書団体（別名、友子組合、友子同盟又ハ坑夫交際所等）ノ組織有之候ハバ、左記事項貴方参考迄承知致度ニ付、可成詳細御内査ノ上御回報相成度、此段得貴意候。謹言。

労 務 部

御中（註）

記

- 一、沿革（貴方ニ於ケル同団体ノ發生、經過、消長等）。
- 二、組織、機関（同団体加入資格、組織力ノ強弱、一般労務者ノ関心程度、飯場頭、大小當番等ノ役割）。
- 三、団体員数（職別、在籍労務者トノ比等）。
- 四、事業状況（集會、取立式、廢役者救済、浪人交際等）。
- 五、經理状況（収入、支出状況、所有財産、事業所ニ於テ交際費取立代行セルヤ等）。

図-1 友子制度の変遷

場 所	沿革	団体数	組 織			役員	団体員数	事 業			経理状況	労務対策	附近概況	添附資料その他
			加入	強弱	関心			取立	救済	浪人				
炭 鉱	内 幌	S	1				○	○				◎	鶴巣	山中規録
	雄 別	◎	2	◎	◎	○	○		○		◎代	◎	春採ほか連合	取立式説明
	(尺別)	T	1				○							
	茂 尻	◎	3	○	○	○	○	◎	○	○		◎	住友上歌志内三井美唄, 新美唄	規約(2), 自渡区別 規約(2)
釧 山	美 唄	◎	2				○	○		稀		○		
	手 稲	◎	2	○	○		○	◎	◎	○		◎	三井輪西	規約(2)
	尾去澤		5	◎		○	○	○		○	◎	◎	花岡	規約(3), 救助規則(3), 出生免状
	綱 取	○	1		○	◎	◎	○	◎	○		◎		規約
	鷺合森		1		○	◎	◎		○				卯根倉他	規約・連合交際
	細 倉	○	1	◎	◎	○	◎		◎	○	◎代	◎	大谷	規約・山例五十三條●佛参
	荒 川		2	○	○		◎	◎		○				規則(2), 心得(2)●古老表彰
	金谷川	S	1			◎	○	◎	◎	◎		○	松川, 信夫	目的主旨書, 連合規約, 取立免状
	佐 渡	解			○									規約, 取立免状 (楨峰)
	宝	○	1	○	○	◎	◎		○		◎代	◎	賑岡	規約
	生 野	◎	1	◎	○		◎	○	○	○	◎代	◎		規約
	(明延)	◎	1		◎		○		◎		◎代	○		規約
	出 石	S	1	○		○	○	○	◎	○		○	◎	規則
南 澤	根羽澤	△										◎	日坂, 吉野	日坂規録 ●共助會事業

〈備考〉各欄の記入は次の通り。(1)◎は資料として主要或は精細, ○は参考或は疎を表わす。(2)場所名に()を附したのは支山。(3)沿革中のTは大正, Sは昭和, 解は解散の略で, ○を兼ねる。△は友子団体未組織であるが参考記事。(4)経理状況中の“代”は交際費取立代行の略。(5)添附資料その他中, ()内の数字は件数, (楨峰)は取立免状発行釧山名, ●を冠したものは報告記事の特殊記事である。

(「友子団体調査書報告 洞叢一」210-211頁より作成)

六、貴方同団体ニ對スル對策（従前並將來ノ措置、對策等）。

七、附近同業事業ニ於ケル概況（貴方団体トノ連絡状況ヲ含ム）。

八、其ノ他參考トナルベキ事項（友子団体規約寫等）。

追而貴方該団体ノ組織無之トキハ其ノ旨御回答相成度候。

（註）発翰先が挿記してあり、次の通り。

高島、筑豊、美唄、大夕張、飯塚、勝田、楨峰、尾去澤、佐渡、生野、細倉、尾平、手稲、荒川、綱取、宝、出石、金谷川、南澤、根羽澤、東山、鎌内、朝鮮、茂山、内幌、塔路、雄別、茂尻、崎戸」

（足尾釧業所「友子団体調査ニ係ル件」より引用）

左合藤三郎は(1)炭鉱（内幌、雄別、茂尻、美唄）と(2)釧山（手稲、尾去澤、綱取、鷺合森、細倉、荒川、金谷川、佐渡、宝、生野、(明延)、出石、南澤、根羽澤）とに分類した上で、次の図-1のようにこれら回答する友子制度の存廃について纏めるのである。

この図-1 から窺えるように、昭和12年段階での友子制度は(1)炭鉱部門での弱体化と消滅への道を辿っているのに対して、(2)金属釧山で坑夫飯場組合として根強く発展しているの、両極分解となっているのである。さらに、友子制度は飯場制度と結びつく坑夫飯場組合の形態を取って発展するが、その場合に釧山規模が中から小にわたっていけばいくほど、強く坑夫飯場組合の姿

を浮かび上がらせるが、逆に中から大手鉱山へ移ると友子制度の弱体化と消滅への道を辿ろうとするのである。大手鉱山では(1)飯場から友子制度を分離し、鉱夫供給飯場型か、或いは飯場経営型へ移行し、友子制度の存在そのものを労務政策として否定する傾向を強めるが、(2)友子制度の相互扶助、相互共済を吸収し、或いは対立する会社の福祉・共済組合、保険組合を推進しようとし、(3)友子制度の職親機能を奪う鉱夫養成所、又は係員養成機関を自前で組織すること等で友子制度を弱体化するのである。

したがって、図-1 から友子制度は(1)弱体化し、消滅の道を辿る友子制度、(2)過渡的中間としての道を歩む友子制度、そして(3)飯場制度と結びつく坑夫飯場組合として発達の道を進む友子制度（昭和12年段階）という、3つの形態に分れる。それゆえ、次にこれら3つの友子制度についてその現状を以下のように概括する。

(1) 弱体化し、消滅の道を辿る友子制度

イ 佐渡鉱山での友子制度は「昭和2年健康保険組合ノ設立ト共ニ団体（存立）意義ヲ弱メ、剩ヘ癈役者救済多ク、經理状態極度ニ逼迫シ、昭和7年遂ニ団員ノ合議ニ依リ解散セリ」と、消滅する。

ロ 南澤鉱山（山形県）の友子制度は「該団体ノ組織ハ無之候」であるが、この背景として会社の労務政策によって拒否されていることが指摘されている。すなわち、「従来労務者間ニ共助的団体組織策動アリ、結局鉱山側、拒否方針ニ依リ見合せノコトナリタル」と。

ハ 吉野鉱山の友子制度の設立は会社の労使協調関係である協和会と競合するため労務政策上拒否され、次のように発足を見ないまゝの保留状況となっている。

「吉野鉱山ニモ箱元設置ヲ称ヘル者有ルモ成立サレズ今日ニ至ルモ、早晚設置ノ氣運ニアリ」

ニ 三菱美唄鉱業所の友子制度は坑夫飯場組合として発達を見たが、昭和6年以降、飯場制度の廃止により全く「凋落」し、消滅への道を辿りつつあると次のように告げる。

「大正二年礦主飯田延太郎ニヨリ第一坑開坑ノ時「美唄炭山両友子⁽⁴⁾組合」創立、爾後第二、三坑ノ開発等事業ノ伸展ニ伴ヒ該友子組合モ隆昌ニ向ヒ、加盟者約六百名ヲ擁スルニ至リ、大正六年山内五區ニ分立、更ニ大正十年堅坑開鑿ノ時「美唄炭山堅坑両友子組合」ノ設立ヲ見、六団体併立、其後分離又ハ合体等ニ、三ノ変遷アリタルガ、昭和六年以降数次ノ炭界不況ニ因ル勞銀低下並人員淘汰ノ為メ漸次交際人減少シ、尚斯種団体ノ重要ナル支援者タリシ私設礦夫寄宿舎（世話役）ノ廃止ニヨリ全ク凋落、現在第一区両友子組合ノ後身「美唄炭山共立友子組合」（鴻ノ台、我路澤方面）及「美唄炭山第五区両友子会」（常盤台、一ノ澤方面）ノ両者ノミ其ノ形骸ヲトメムルニ過ギザル状態ナリ。」

（「友子団体調査報告 洞叢一」28頁）

三菱美唄鉱業所は大正2年飯田延太郎によって設立され、と同時に飯場制度を友子制度の組合組織である坑夫飯場組合を発足させ、大正10年最盛期に600名を擁し、6団体併立するほど発達

を見た。しかし、友子制度は昭和6年からの炭界不況と飯場制度（世話役）の廃止とで一挙に弱体化され、昭和12年現在55名の会員に減り、今や「形骸ヲ止ムル」に過ぎなく、消滅への歩みを辿っている。

ホ 三菱石炭油化工業㈱内幌鉦業所（樺太）の友子制度は協和会と対立することから労務政策によって「新規加入セシメザル方針ヲ執り、将来ニ於テモ同様態度ヲ持続、自然消滅ヲ図ラントス」るのである。友子制度の会員は51名で、全従業員数883名の0.6パーセントの少数である。

(2) 過渡的中間形態の友子制度

イ 檜峰鉦山（四国富山県）の友子制度は過渡的中間形態を取り、出世坑夫と職親の技能者同業組合の性格を強め、飯場制度との関係を背景に発達への歩みを辿る。

「至言

左之人名立会之上此度坑夫ニ昇進セシムル上ハ、向後益々我職務ニ勉励努力シ一日モ怠ル不可、汝等ノ出精地ハ當檜峰鉦山ナリ、然ルニ未ダ其業熟練セザレバ、平素老坑夫ノ教ヲ受ケ、職務勉励専一ニ心得ベシ、又決シテ立会人ノ思惑ヲ永遠ニ之却スル勿レ。謹言

親分	日向	何某
兄分	日向	何某
子分	阿波	何某
客人立会人	摂津	何某
八戸鉦山立会人	伊豫	何某
檜峰鉦山鍛冶屋立会人	豊後	何某
檜峰鉦山製錬立会人	備中	何某
檜峰鉦山飯場立会人	伊豫	何某
檜峰鉦山山中老立会人	日向	何某
世話人	日向	何某

右昇進者、何方諸鉦山同盟御飯場へ相便り罷越候共、其際不悪御交際御引立ノ程伏而御依頼申上候。敬白
大正拾壹年壹月壹日

宮崎県東臼杵郡

北方村檜峰鉦山

山中箱元一同 印

(「友子団体調査報告 洞叢一」19-20頁)

ロ 日坂鉦山の友子制度は古坑夫に依り設立されるが、会社の黙認するところとなり、次のように発展する動きを強める。

「日立鉦山ニ於テハ去ル八月年古坑夫ノ主張ニ依リ友子交際ノ坑夫十二三名ガ協議シ、其ノ結果山中箱元ト名ヅケテ箱元設置ノコトナリ、部落ノ旅人宿ヲ交際所トシ、別紙写ノ如キ交際規録ナルモノヲ定メ、友子団体ヲ組

織発会スルニ至レリ。最近従業員二十五名中坑内労働者全部ヲ加入スルニ及ビ団員二十名ト成リ、従業員ノ増加ト共ニ漸増ノ勢ナリ、困窮ニ囚ヘラレタル行動トテ交際費（毎月拾銭）等モ確實ニ集ル様子ニテ、日ハ浅ク浪人・廃役者等ノ来訪モナク、經理状態モ円満遂行ノ状態ナリ。会社側トシテハ他ニ惡傾向モ無ケレバ成行ニ委セ默認シ居リ、対策ヲ講ゼシ事モ無キ模様ナリ。」

（「友子団体調査報告 洞叢一」22 頁）

ハ 三菱雄別鉱業所の友子制度は過渡的中間形態の立場にあり、次の取立条例に見るように「職親ヲ父母ノ如ク敬ヒ貴ブ」技能者集団の性格を強めながら発展する。雄別鉱業所では友子制度の会費を鉱夫の賃金から差引く代理徴収を行い、さらに友子取立式を黙認する。友子制度は大正9年大島全三を中心にして設立され、昭和12年253名の会員を擁し、取立られると鉱夫の名称を与えられるが、10名の加入申込者で取立式を行い、親分一兄分一子分の取り合わせは世話人によって選定され、職親子の関係を結ぶ。取立条例は雄別鉱業所の友子制度を職親子の技能者集団へ特化し、専門的鉱夫を育成する規定となる。さらに、取立条例は子分を一人前の鉱夫として技術を教えこむことを職親、職兄に求め、そのために3年3ヶ月10日をその修養機関として坑内で槌組を編成して指導することを義務づけるのである。この取立条例は次のように4ヶ条から成り、職親子の職能民関係を永代にわたって築くことを求める。

取立條例

第一條 當山ニ於テ取立ナセシ坑夫タル者ハ、徳義ヲ重ンシ、三年三月十日間ハ如何ナル事情アルト雖モ他ニ行キ義務ニ背ク可カラサル事。

但シ自身病氣又ハ父母ノ病氣及ビ徴兵適齡ニ相當シ止ムヲ得ザル場合ハ此限りニアラズ。

第二條 當山ニ於テ取立ナセシ坑夫タルモノハ、平素能ク其職親ヲ父母ノ如ク敬ヒ貴ブベキモノニシテ、毫モ不遜ノ舉動アル可ラサル事。

第三條 職親ヲ經蔑シ其道ヲ盡サズ、又懶惰ニシテ職業ヲ怠リ、脱走ヲナシ、他人ニ迷惑ヲ掛ケ、不義ノ所業有之時ハ、直ニ免狀ヲ取消シ、之ガ云々ヲ詳記シ諸鑛山ニ通知シテ其職業ヲ停止スル事。

第四條 前各條ニ牴觸シタル者ハ、他山ノ立會ヲ要セズシテ整理人及ビ世話方ノ協議ヲ以テ免狀ヲ取消シ、之ガ處分ヲナス事。

右之條々堅ク可相守候事。

（「友子団体調査報告 洞叢一」61 頁）

しかし、三菱雄別鉱業所の労務政策は協和会、健康保険組合の充実を図って、共済、或いは相互扶助の面で対立する友子制度を排除する動きを強めるが、本社の労務部長平澤の意図するところである。すなわち、三菱雄別鉱業所は協和会と競合する友子組合を労務政策によって「漸次解消」せしめるべく誘導しようとする。友子制度は昭和12年現在友子会に253名、大祥内友子会266名、合計519名を有し、全従業員数4290名のうち40パーセントを占め、根強い勢力を誇っている。しかし、三菱の労務政策は次のように友子制度への加入を「阻止又ハ脱退懲通ノ策」を採って消滅を図ろうとする。

「四囲ノ状況、昔日ノ遺風今相当根強ク、急激ニ之ヲ弾圧スルガ如キハ却テ問題惹起ノ慮アリトシ、新採用者等ノ加入阻止又ハ脱退懲通ノ策ヲ採リ、漸次解消ニ赴カシメツゝアリ。一応可トスベキモ、更ニ採用条件ニ該団体ニ加入セザル事等ヲ規定シ、一層徹底的解消策ヲ採ラシムル方可然ト思ハル。殊ニ尺別友子組合ハ労務管理上、交際アル現状ニ鑑ミ、相当留意ヲ可要。」

(「友子団体調査報告 洞叢一」51頁)

ニ 三菱尾去澤鉱山

尾去澤鉱山の友子制度は「江戸時代ニ発生セル」古いもので、(1)中石同盟友子、(2)「元山、田郡、赤澤、土深井各同盟友子」のいずれも「親分、兄分、子分ヲ以テ組織」する職親子の技能者集団として発達を見るのである。この尾去澤鉱山の友子制度は職親子の技能者集団としての性格を持続的に発達させ、過渡的中間の立場を保っている。この職親子の技能は取立式で鉱夫として出世し、3年3ヶ月10日職親から教え込まれることで一人前の鉱夫として養成されることで一子相伝として伝えられることになり、次の出世條例によって明文化される。

「出世條例

第一條 當山ニ於テ出世セシ坑夫タルモノハ、常ニ能ク其職親兄父母ノ如クニ尊敬シ、毫モ不遜ノ所為アルベカラズ。

殊ニ取立世話人ノ恩澤ハ忘却セズ、充分尊敬ヲ専旨ス可キ事。

第二條 當山ニ於テ出世セシ坑夫タルモノハ、義務年三年三ヶ月十日他行ヲ許サズ。自身又ハ父母ノ病氣及兵事ニ関係スル場合ハ、被使役礦山ノ都合上ニ止ムヲ得ザル時ニ於テ確實ナル證明ヲ提出シ、許可ヲ受クベキモノトス。

第三條 職親兄ヲ輕蔑、其道ヲ盡サズ、他人ニ迷惑ヲ掛ケタルモノハ、友子交際ヲ除名シ、且ツ免状ヲ取消シ、全国礦山ニ通知ノ上職業ヲ停止スル事。

第四條 前各條ニ牴觸シタルモノハ、他山ノ立會ヲ要セズ當山友子一同協議ノ上回状ヲ送達スル事。

右之條々堅ク可相守候事。

昭和九年六月貳拾四日

尾去澤礦山同盟友子

千 鶴
萬 亀

秋田懸鹿角部
同盟友子之印
尾去澤礦山

(「友子団体調査報告 洞叢一」95頁)

尾去澤鉱山の労務政策は「協和会或ハ部落会ノ拡大強化ヲ計」つて友子制度を「換骨脱胎セルムル」のである。

ホ 三菱明延鉱山 (兵庫県)

この三菱明延鉱山の友子制度は今日で云う労働組合の役割を果し、鉱夫の意志疎通を図り、鉱夫の要望と申請を会社側へ提案し、交渉を行うという過渡的中間形態の立場に立っている。したがって、明延鉱山の友子制度は(1)交渉団体、(2)職親子の交際人の自治団体を両輪にして「組織力強固」にして発達してきたことを次のように措く。

「以前ハ会社ト勞務者ニ於ケル唯一ノ団体交渉機関トシテ勞務者ニ相当ノ勢力ヲ有シ、且ツ職親子ノ交渉ヲ厚クシ居リタルモ、組織力強固ナリシモ、現在ニ於テハ單ナル相互扶助機関トシテ存在セルニ止マリ漸次薄弱トナリ。」
（「友子団体調査報告 洞叢一」110 頁）

明治 36 年頃明延鉱山の友子制度は神子畑加盛鉱山から転勤してきた 5 名の坑夫によって設立され、昭和 12 年現在 250 名の会員で、全体百分比 22 パーセントを占め、相互扶助機関として弱体化傾向にある。というのも、明延鉱山の友子制度は「旧制度、飯場ヲ廃シタル為メ飯場頭ヲ置カズ」のため坑夫飯場組合の機能を喪失してしまったからである。

（3） 坑夫飯場組合としての友子制度

イ 三菱茂尻鉱業所（北海道）の友子制度は大正 7 年の開坑時に設立されるが、その中心となったのは、「前会社時代ニ於ケル飯場頭ニシテ友子団体ニ関係アリシモノ三名アリ」と、初期において坑夫飯場組合として発足する。友子制度は開坑当時北炭社幌内炭鉱、空知炭鉱、そして万字炭鉱「ヨリ夫々来山セルモノ」の鉱夫を中心にして設立される。昭和 12 年現在友子制度は自坑夫 120 名と渡り坑夫 130 名とから成っているが、「宮ノ下」飯場と千曲平飯場は対立を深め、昭和 4 年頃より勢力争いに激しさを増し、衰退の傾向を深めつつある。さらに、茂尻鉱業所の友子制度が衰退を深め、消滅への道を辿るのは坑夫飯場組合の崩壊であり、とりわけ「現在飯場頭制ナク」の状態を迎えたことから弱体化を加速する。すなわち、飯場頭 3 人はその地位を弱め、「取立式立会人ノ程度ニシテ役員ヲ勤メズ、客員待遇トナレリ」の状況に陥っている。こうした友子制度の弱体化を捕えて茂尻鉱業所はこの友子制度を消滅させ、代りに労使協調関係の協和会を次のように確立すべく労務政策を推進する。

「前會社時代ニアリテハ友子団体ノ集會、事業等ニ際シテハスベテ會社ト連絡シ、取立式等ニハ當時ノ勞務係長又ハ經理課長ハ客員トシテ列席スル等會社モ公然ト之ヲ認メ居リタルモ、會社引繼後⁽¹⁾ハ右団体一切ノ集會行事ニ對シテハ不認ノ方針ヲ取り、又新採用者ニ對シテハ當山中友子會ニ入會セザル事ヲ採用條件トスル等新加入者ヲ阻止シ、會員ノ減少ニ依リ自然消滅ヲナサシムル方針ナリ。」

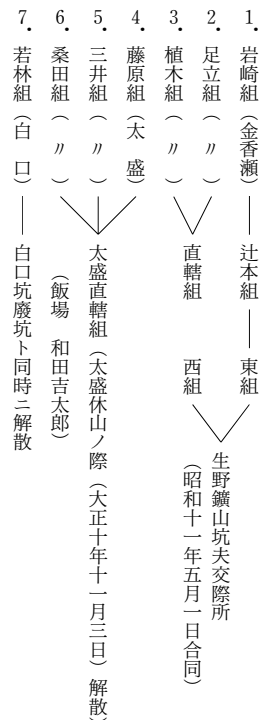
（「友子団体調査報告 洞叢一」68 頁）

ロ 三菱生野鉱山

生野鉱山での友子制度が設立されたのは明治 6 年頃であると云われている。坑夫交際所は飯場制度の中に設けられ、坑夫飯場組合として次の図-2 のように発達する。

生野鉱山の友子制度は大正 9 年全国友子同盟を脱退し、「山内限りの交際共助ヲ為スニ止メ今日ニ及ブ」のである。この生野鉱山の友子制度は、「地金堀」（自坑夫、土着ノ坑夫）を中心に組織され、「坑内手子ニシテ満十六歳以上ノモノ」の加入を認めて取立式を行う。この取立式は鉱夫（交際人）になる出世儀式であり、職親子の縁を結び、技能者集団の拡大を進め、親分、兄分、子分

図-2 坑夫交際所の変遷



(「友子団体調査報告 洞叢一」103頁より作成)

の交際を正式に認めることとなる。生野鉱山の友子は支柱夫40名(同職百分比56)、坑夫6名(38パーセント)、鑿岩夫61名(65パーセント)、そして、手子37名(10パーセント)で、合計144名(全体百分比11パーセント)から成る。そして生野鉱山の友子制度は坑夫飯場組合の立場に立脚して飯場と友子との交際、職親子の槌組編成を儀式として義務づける。生野鉱山坑夫交際所規約は次のように坑夫飯場組合の友子制度について条文化する。

「昭和拾壹年五月

生野鑛山坑夫交際所規約

- 第一條 當交際所ハ生野鑛山鑛夫交際所ト稱ス。
- 第二條 當交際所ハ生野鑛山在籍者即チ地金掘ヲ以テ組織ス。
- 第三條 當交際所ハ交際人相互ノ親睦ハ勿論、社會國家ノ福利増進ヲ計ルヲ以テ目的トス。
- 第四條 當交際所ニ左ノ役員ヲ置ク。任期ハ滿壹ケ年トス。但シ所頭ニハ之ヲ適用セズ。
 - 交際所頭 壹名
 - 大當番 貳名
 - 小當番 參名
- 第五條 當交際所ノ費用ハ交際人各自ノ負擔トシ、毎月ノ稼働賃金ヨリ控除スルモノトス。
- 第六條 當交際所ノ定期總會ハ毎年四月ト拾月ノ貳回ニ開催ス。

- 第七條 浪客人ハ一宿限リトス。但シ膳ノ酒、附合トシテ金拾錢ヲ呈與ス。
宿泊料七拾五錢ヲ呈ス。
即日退飯者ハ小使錢トシテ金五拾錢ヲ呈ス。
- 第八條 浪客人ニシテ飯場へ出頭ノ場合、病氣ニ罹リタルトキハ一統協議ノ上善後策ヲ講ズルモノトス。
- 第九條 浪客人ニシテ死亡シタルトキハ、飯場一統協議ノ上葬儀ヲ營ムモノトス。
- 第十條 他鑛山ヨリ立會人申請アル場合ハ、當飯場立會人ニ日當トシテ金壹圓五錢ヲ給與スルモノトス。
- 第十一條 當山ニ取立式舉行ノ場合、祝儀ハ飯場名義ニテ機宜ノ處置ヲ執ルモノトス。但シ立會ハ五名トス。
- 第十二條 取立免狀ニ調印ヲ申受クル場合ハ、世話人壹名出頭スルモノトス。但シ場合ニ依リ臨機ノ處置ヲ執ル事ヲ得。
- 第十三條 當飯場交際人ニシテ負傷疾病ノ為メ、休業拾五日以上ニ及ビタル者ニハ金五拾錢ヲ見舞金トシテ呈與、壹ヶ月以上ニ及ビタルトキハ金壹圓五拾錢、貳ヶ月ニ達シタルトキハ金參圓ヲ呈與ス。
- 第十四條 當飯場交際人ニシテ參ヶ月以上休業シタル者飯場ニ出頭シタル場合ハ、一統協議ノ上應分ノ處置ヲ執ルモノトス。
- 第十五條 當飯場交際人入院スルトキハ、見舞金トシテ金貳圓ヲ呈與ス。
- 第十六條 當飯場交際人死去シタルトキハ、飯場ニ廻狀ヲ以テ通知ス。飯場ヨリハ諸事手傳ノ為メ一名出頭セシムルコトトス。
妻死去シタルトキハ、町内ナル場合ニ限り一名出頭セシム。尚香資トシテ交際所一統ヨリ金拾圓ヲ呈與ス。妻ノ場合ハ半額トス。
- 第十七條 當飯場交際人ノ家族死亡シタルトキハ左ノ香資ヲ呈與ス。
兩 親 壹圓
其他ノ家族 五拾錢
但、産後壹ヶ月以内ノ嬰兒ニハ之ヲ適用セズ。
- 第十八條 當交際所ノ交際者ニシテ私傷病ノ為メ鑛山廢人トナリタル者、左ノ場合ニ限り發起人二名ヲ以テ義務帳ヲ申請スルコトヲ得。但シ一ヶ月ニ二名以上ハ之ヲ許可セザルモノトス。
一、鑛山廢人トナリ醫師ノ診斷書ヲ受ケタルトキ。
二、健康保険ノ給付期間満了シタルトキ。
但シ當交際所ノ交際者ニシテ義務帳ノ申請ヲ為ス者アルトキハ、一統ノ總會ヲ求メ之ヲ協議スルモノトス。尚交際者ノ義務帳調製ノ場合ハ、世話人ノ慰勞茶菓料トシテ金五圓ヲ給ス。義務帳調製附合金ハ、交際人一名ニ付金拾五錢贈呈ス。
- 第十九條 當交際所ノ交際者ニシテ鑛山廢人トナリ、尚健康保険ノ給付期間満了シタル者、義務帳ヲ申請セズ直チニ退山スル場合ハ、醫師ノ診斷書ニ基キ交際手切金トシテ交際人壹人ニ對シ金拾圓也ヲ贈呈ス。
- 第二十條 當交際所交際者ニシテ定限年齢ニ達シ鑛山廢人トナリタル者ニ、交際人壹人ニ付拾錢ヲ呈與ス。
- 第二十一條 當交際所交際人退山ノ場合ハ、交際人タル期間ニ依リ餞別トシテ、六ヶ月以上壹ケ年迄ハ壹圓、壹ケ年以上五ケ年迄ハ壹圓五拾錢、五ケ年以上拾年迄ハ貳圓ヲ呈與ス。
交際人タルコト拾ケ年以上ニ及ブ者ニハ金參圓ヲ贈呈ス。
- 第二十二條 當交際所交際人ニシテ現役入營ノ場合ハ、餞別トシテ金壹圓五拾錢及祝儀トシテ金五拾錢ヲ贈呈スルモノトス。
- 第二十三條 當飯場交際基金ハ有益安全ナル方法ニ依リ保管スルモノトス。
- 第二十四條 當交際所役員ハ左ノ通り月手當金ヲ支給スルモノトス。
尚當番決算ノ際ハ茶菓料トシテ金貳圓ヲ支給ス。
交際所頭 金參圓
大 當 番 金壹圓五拾錢
小 當 番 金壹圓

以 上

（「友子団体調査報告 洞叢一」107-109 頁）

24条の中から飯場制度と山中交際人の友子制度の結節点を表示するケースを取りあげて見ると、以下のような条文を示すことができる。

- (一) 第八条 浪客人ニシテ飯場へ出頭ノ場合、病氣ニ罹リタルトキハ一統協議ノ上善後策ヲ講ズルモノトス。
- (二) 第九条 浪客人ニシテ死亡シタルトキハ、飯場一統協議ノ上葬儀ヲ營ムモノトス。
- (三) 第十条 他鉱山ヨリ立会人申請アル場合ハ、當飯場立会人ニ日當トシテ金壹圓五錢ヲ給与スルモノトス。
- (四) 第十一条 當山ニ取立式挙行ノ場合、祝儀ハ飯場名義ニテ機宜ノ處置ヲ執ルモノトス、但シ立会ハ五名トス。
- (五) 第十四条 當飯場交際人ニシテ参ケ月以上休業シタル者飯場ニ出頭シタル場合ハ、一統協議ノ上応分ノ処置ヲ執ルモノトス。
- (六) 第十六条 當飯場交際人死去シタルトキハ、飯場ニ廻状ヲ以テ通知ス。飯場ヨリハ諸事手傳ノ為メ一名出頭セシムルコトトス。

ハ 出石鉱山（愛媛県）

出石鉱山は昭和4年頃操業を開始するが、同時に飯場頭（坑夫、内田照央）によって友子制度が設立され、坑夫飯場組合として発達する。しかし、昭和6年飯場頭内田照央は「性行等モ不良ナルニ由」って解雇されるや、出石鉱山の友子制度は相互扶助機関としての性格を強め、昭和12年現在57人を会員にするが、この他に「金山支山坑夫4人、社会外附近鉱山2ヶ所デ36名ヲ含ム」のであり、中小鉱山として勢力を強め、次のような特異な歩みとなる。

「昭和四年五月（當山操業開始直後）、前礦主時代飯場頭タリシ者（坑夫、内田照央）主唱、出石礦山坑夫交際所ヲ組織シ、自ラ飯場頭トナリ着々事業進行セシメタルガ、昭和六年九月右内田解雇（解雇ノ理由ハ事業上不都合行為ニ因ルモノナルガ、内面的理由トシテ、全人ガ飯場頭トシテ勢力ヲ有シ性行等モ不良ナルニ因ル）後坑夫ノ一部ノ者ニ對シ交際所ノ改施方ヲ促シタル處、坑夫交際會ト改稱シ會長以下各役員ヲ會員ノ互選トシ、別紙寫ノ通會則制定實施シ、他交際所トノ關係上僅ニ浪人交際、長期傷病解雇者ニ見舞金、死亡者ニ香奠ヲ贈ル程度トシテ現在ニ及ベリ。

二、組織、機関

現ニ鑿岩夫、坑夫、支柱夫ニ従事スル者及其ノ他ノ作業ニ従事スル者ニシテ、坑夫ノ取立ヲ為シタル者ヲ加入資格者トセルガ、一般勞務者ノ之レニ對スル関心次第ニ薄ラギ、資格者中ニテモ加入セザル者モアリ（但取立ヲ為シタル者ニテ加入セザル者ハ無シ）。

機関トシテハ會長一人（會務統括）、理事二人（會長ヲ輔佐シ會務處理）、評議員三人（重要會務ニ付協賛）ヲ置ケ。」

（「友子団体調査報告 洞叢一」190頁）

ニ 三菱金谷川鉱山（福島県）

福島県信夫郡に立地する金谷川鉱山は中小鉱山に属し、昭和8年に経営者が交替し三菱の傘下

に入ると同時に友子制度を設立する。飯場頭高橋本松は友子 12 名と村方 3 名の計 15 名で成る友子同盟を飯場の中に据え、坑夫飯場組合として発足し、山限りの山中交際を繰りひろげ、昭和 12 年現在 28 名を擁し、次のような歩みを辿っている。

「昭和八年九月前鑛主ヨリ引継ギ当方操業開始後、他国ヨリ鑛夫入り込ミテ友子（親分子分ノ縁組ヲ結ビタル出世鑛夫）拾式名トナリタルヲ以テ、村方⁽¹⁾（当山丈ノ交際人ニシテ親分子分ノ関係ナキモノ）三名トニヨリ昭和九年三月第一回集會ヲ開催シ、別紙ノ如キ「鑛夫交際ニ関スル目的⁽²⁾ 主旨書」ヲ議決シテ此処ニソノ誕生ヲ見ルニ至レリ。ソノ後事業ノ消長ニヨリ影響ヲ蒙リタルモ、割合ニ順調ナル経過ヲ経テ、現在組合人員二十八名ニ達シ、活潑ニ目的・主旨ニ活動シテイル様ナリ。」

（「友子団体調査報告 洞叢一」195 頁）

山中に位置するため、友子制度への加入は鉱夫として一人前に出世するものとして強く意識され、職親子の交際を望むが、他方村方坑夫の場合、親分、兄分、子分の人間関係にそれほどの関心を示していない様子である。この友子制度は飯場頭高橋本松を山中老翁に据えて次のように運営される。

「加入者資格トシテハ、当方ノ金谷川交際組合ハ聯合交際所ヘ入會ナク、單ニ金谷川鑛山鑛夫間ノ交際組合ナルニヨリ、金谷川鑛山鑛夫ニシテ入會金參拾錢納入スレバ、職務ノ如何ニ係ラズ入會シ得ル様取定メ居ル如クナリ。

尚、コノ交際組合ニ對スル一般勞務者トシテノ関心ニ就キテハ、勞務者ノ内⁽¹⁾ 鑛山鑛夫トシテ働カントスルモノ（坑夫、支柱夫等）ハ、坑夫トシテノ從來ヨリノ習慣上ヨリシテ交際人（友子）ニアラザレバー人前ノ坑夫ナラズトノ考ヘヨリ出世シテ入會シ、以テ現在ノ救済制度以上ノ効果的ナルモノニ育て上げ、相互ノ親睦ヲ計ランコトヲ望ンデイル様ナレド⁽²⁾、其他ノ鑛夫トシテハ、ソノ鑛山内ノ鑛夫トシテノ交際丈ハ已ムヲ得ズトナシ、村方鑛夫トシテ入會シテイルモノモアルガ、友子ソノモノニ付キテハ別段関心ヲ持ツテイナイ様デアル。

且亦現在ノ友子鑛夫トシテモ、往時ノ如キ根強イ交際人トシテノ交際迄ハ考ヘテイナイ様デ、タダ友子十人以上モ居ル関係上、他山坑夫組合ノ手前カラ別紙ノ如キ救済制度ヲ設ケソノ設立ヲ見タルモ、要ハソノ山丈ノ交際トイフ事ニ重キヲ置キタルモノノ如クナリ。

役割

山中老翁	高橋本松（飯場頭）
大当番	田村賢藏
箱 元	加藤 清
議 員	鈴木義徳 河村貞藏
區 長	第一区 佐々木与惣次 第二区 加藤林作」

（「友子団体調査報告 洞叢一」195-196 頁）

この友子制度で取立式で出世鉱夫になるのは「坑夫トシテハ從來ヨリ、習慣上ヨリシテ交際人（友子）ニアラザレバー人前ノ坑夫ニナラズト、考ヘヨリ出世シテ入會」する動機からである。それゆえ、出世条例は(1)職親子の交際、(2)3 年 3 ケ月 10 日の技術修養を積んで一人前の鉱夫に育て、そして(3)坑内採鉱で槌組を職親子で編成することを内容として次のように明文化する。

「出世條例

第壹條

一、当山ニ於テ出世ヲナセシ坑夫タルモノハ、平素能ク其ノ職親ヲ父母ノ如ク貴ブ可キモノニシテ、必ズ不遜ニ挙動アルベカラザル事。

第貳條

一、当山ニ於テ出世ヲナセシ坑夫タル者ハ、三年三月拾日ハ如何ナル事情アルト雖モ他ニ行キ、義務ニ背ク可カラザル事。

但シ自身ノ病氣及父母ノ病氣、又ハ適齡ニ相当シ止ヲ得ズ暇ヲ請フ場合ニ於テハ、病氣ハ医者ノ診斷書ヲ要シ、徴兵召集ニ付キテハ通知書ノ確實ナルモノヲ証明ス。

第參條

一、今回出世ヲナセシ免狀ハ、実行シタル事ヲ各自ニ示シ、而シテ三年三月十日鎚分ニ於テ職ヲ稱フヤ否ヤヲ看シ為預リ置キ、別條但シ書ニ至リテハ之ヲ與フルモノトス。

第四條

一、職親ヲ輕蔑シ其ノ道ヲ盡サズ、又ハ懶惰ニシテ職業ヲ怠リ脱走ヲ為シ、他人ニ迷惑ヲ掛ケタル者ハ免狀ヲ取消シ、之ヲ云々明記シテ諸鑛山ニ通知シテ其ノ職ヲ停止スル事。

第五條

一、前各條抵觸シタルモノハ、他山ノ立會ヲ要セズシテ整理、及ビ鎚分・世話人ノ熟考ヲ以テ免狀ヲ取消スベキ事。

右之條々確守可致候也。

掘子面附

氏名其他省略

親子面附

氏名其他省略

立 會 人

氏名其他省略

目 録

右之者平素品行方正・業務勉勵不尠候ニ付キ、山中友子一同協議之上取立為致候。因テ爾來諸鑛山ニ回奇致候節、同業諸彦切ニ御交誼ノ程偏ニ奉希望候也。

昭和拾年拾月拾壹日

福島懸信夫郡金谷川村

金谷川鑛山

山中友子一同

大日本帝國諸鑛山

同業諸君 御中

千 鶴

万 亀」

(「友子団体調査報告 洞叢一」204-205頁)

8 章 北炭社の私設飯場制度の形成と友子制度

足尾鉦業所が明治40年鉦夫の暴動を契機に友子制度と飯場制度の同時改革を行い、分離し、対立していた友子同盟と飯場頭を融合して坑夫飯場組合を発足させ、労使協調機関へ民主化するのに成功し、近代的鉦山として発展の道を辿ったことは既に述べたところである。さらに、昭和12

年足尾鉱業所労務部が全国の鉱山と炭鉱に対して友子団体の調査依頼をするが、この回答から、3つの形態に分類される友子制度が前のところで検証されたところである。すなわち、第一の形態は友子制度が相互扶助機関に純化し、特化されることで「弱体化し、消滅の道を辿る友子制度」であり、その代表としてイ 佐渡鉱山、ロ 南澤鉱山、ハ 吉野鉱山、そしてニ 三井美唄鉱業所等である。第二の形態は中心になっているのが技能者集団として結集し、出世条例に明文化されているが、(1)職親子の交際、(2)一人前の鉱夫として3年3ヶ月10日の修養で育成され、(3)植組編成で生涯の専門鉱夫として生きる「過渡的中間」の友子制度である。その代表はイ 槇峰鉱山、ロ 日坂鉱山、ハ 三菱雄別鉱業所、ニ 三菱尾去澤鉱山、ホ 三菱明延鉱山等である。そして、第三の形態は足尾型「坑夫飯場組合」であり、友子制度と飯場制度の融合を特徴にしている。その代表はイ 三菱茂尻鉱業所、ロ 三菱生野鉱山、ハ 出石鉱山、ニ 三菱金谷川鉱山等である。

こうした全国の友子制度の歩みの中で北炭社の友子制度はどの形態に分類されるのであろうか。北炭社の友子制度は第三形態の坑夫飯場組合から第二形態の過渡的中間の職親子交際を中心にする技能者集団へ移行し、そして最後に第一形態の相互扶助機関へ純化することで弱体化し、消滅の道を辿るが、具体的には各鉱業所毎に相違するのである。

それゆえ、ここでは北炭社の飯場改革は足尾鉱業所の飯場改革による飯場と友子同盟の融合としての坑夫飯場組合への道を辿るのでなく、逆に飯場制度と友子制度を分離し、対立させる方向に向うのであり、この結果、飯場主を世話役に就け、鉱夫を直轄制の下に組み入れ、初期フルライン飯場型から鉱夫供給飯場型へ転換する。

初期フルライン飯場型が飯場制度と友子制度を結びつけるのは初期の坑夫の性質と移民によって補充されるという特異な創立事情に由るのであるのが、この点について以下もう少し具体的に検討してみよう。

前に述べたように幌内炭鉱の良民坑夫は空知炭鉱を開坑すべく移住し、飯場の坑夫長屋に収容される。飯場頭は会社から採炭切羽、或いは掘進箇所を請負い、雇傭する坑夫を出来高払いで次のように使役する。

「坑口ハ上ノ澤、西ノ澤、中ノ澤、下の澤ノ四ヶ所デアツタト思ヒマス。少シ遅レテ札串、ルークスノ二ヶ所ヲ口付ケマシタ。何シロ山ノ口付デアルカラ炭ハ軟ク面白イ程良ク掘レマシタ。成績ノ良イ人ハ一日ニ二十尺ヲ掘リ平均シテモ一日十尺ハ掘ツタデセウ。之ハ親方ノ請負制度デ、掘ツタノハ全部親方ノ方デ集メテ會社ニ引渡ス様ニナツテ居リマシタ。當時ノ物價ハ米一俵參圓、味噌一貫匁拾六錢、砂糖百匁六錢、小豆一升參錢、酒一升拾八錢ト云フ安イモノデシタ。是レニ比較シテ稼ギハ一尺貳拾錢ト云フ良イ單價デスカラ随分金ニハ成リマシタガ、食ツテ飲ンデ遂ニハ喧嘩ハ乱暴ヲナスト云フノガ通例デス。順次内地カラ五十人、百人ノ募集坑夫ガ入ツテ來ル。其ノ内デモ約束ガ違フト云フノデ、内地ヘ歸ル者ガ多數アリマシテ、ソレハタタ大騒ギガ時折展開サレル」
 （「北炭五十年史従業員上巻」より引用）

初期の空知炭鉱では請負飯場頭制を展開する、この引用資料に見出されるように、請負飯場制は「(採炭は) 親方ノ請負制度デ、掘ツタノハ全部親方ノ方デ集メテ會社ニ引渡ス様ニナツテ居リ

マシタ」と、採炭する石炭を会社に供給し、その支払いを受け、次に坑夫の出来高に応じて賃金を支払うことから、間接雇傭と飯場経営を両輪にするのである。したがってフルライン飯場制とは(1)採炭請負、(2)鉱夫使役＝鉱夫供給そして(3)飯場経営の3要素を含み、請負飯場頭によって掌握され、(1)採炭請負と(2)独立の私設飯場を経営する。

空知炭鉱のフルライン飯場型は移住してきた(イ)幌内組、(ロ)秋田出身組そして(ハ)火薬を初めて導入する「下ノ澤組」等で形成されるが、しかし、それぞれ飯場の性格を相違させ、相互で勢力争いを次のように行うのである。

「坑道ノ掘進ヲスルニハ坑道ガ六人、風坑ガ三人計九人ガー組トナリ協力シテ掘ルノデス。幌内ヨリ來タ坑夫ハ鶴嘴デ、秋田ヨリ來タ坑夫ハタガネデ競争ノ掘ツタノデス。如何ニシテモ鶴嘴組ノ方ガ優勢デアツタノデ、常ニ双方相反目シテ争ガ絶エル事ノ無カツタノハ、是レガ大キナ原因ト云ハレテ居リマス。

二十七年頃ニ下ノ澤組坑夫ガタ張ヨリ火薬ノ使用法ヲ聞イテ來テ、使用シタノガ炭掘火薬使用ノ始デセウ。神威坑ノ開坑ハ本格的ニ掘鑿ニ着手シタノハ明治二十五年一月頃デアツタデセウ。」

(「北炭五十年史従業員上巻」より引用)

空知炭鉱で働らく秋田出身坑夫組、或いは幌内から移住する幌内組は請負飯場頭の下で採炭の出来高払いで働らき、その中に地(自)坑夫と渡り坑夫を混合する槌組を編成し、或いは掘進では支柱と坑道掘りで3人と6人の計9人編成を単位にして請負作業を行っている。

他方夕張炭鉱でも空知炭鉱と同様に請負飯場頭の下で坑夫として渡り坑夫、或いは地(自)坑夫でそれぞれ槌組を編成し、採炭に従事していた。夕張炭鉱に明治34年採用された横川惣太郎は「第二選炭機の小使として雇われた。17才だった。当時はウルフ電灯を使用していた。坑夫は筵でつくったシコというものを腰のあたりにつけ、股引をはいて働いていた」と、夕張炭鉱の坑内労働に触れ、さらに採炭請負制と友子制度との結びつきについて次のように述べる。

「月の15日が締切りで割当てをやる。16日はのびとり、30日は又割頭(当)で一杯のむ。当時は酒とブランで焼酎は無かった係員と坑夫の差別はぐーっとついており、坑夫は給料を皆飲んでしまった。紋付は5人に1人位しか持っていなかった。渡り坑夫と地坑夫と二種類あり、5人位1組になっていた。もしも悪いことをしたら仲間はずれにされた。人夫頭がをり、万事人夫頭と相談して物事をきめた。」

(「北炭七十年史座談会、第三回古老座談会」より引用)

夕張炭鉱では請負飯場頭一人夫頭一渡り坑夫と自坑夫の稼働体制を請負採炭場で組織化し、採炭を5人1組の槌組で行い、ここに飯場制度と友子制度の融合による坑夫飯場組合の作業形態を展開しているのが窺える。しかも、友子制度は(1)職親子の技能者集団として機能し、槌組を編成して請負飯場頭、或いはその人夫頭の指揮を受け、(2)親分一兄分一子分の人的結びつきで「悪いことをしたら仲間はずれに」する坑内秩序の維持に努め、そして、(3)出世条例で3年3ヶ月10日の職親による炭鉱技術の一子相伝で専門的坑夫として育成されて請負飯場頭の請負作業を効率的

に推進するのである。したがって、友子制度は飯場制度を補完する(1)相互扶助機構として機能し、(2)山中交際で地域交流を円滑にし、飯場頭の勢力拡大と坑夫募集、その供給機構の役割を果たす。こうした友子制度に補完されて飯場制度は坑夫飯場組合として発展し、北炭社の労務機構^{いしづえ}の礎となる。

夕張炭鉱の請負採炭が飯場頭と友子制度の職親子による槌組編成を両輪にして行われ、飯場制度と友子制度の融合として坑夫飯場組合を生み出したことは前述した横川惣太郎の回顧から窺い知れるところである。この横川惣太郎の話を先に進めるのが中田秀之と深沢末松である。前者の中田秀之は請負飯場頭と先山の友子職親との共同作業について次のように述べる。

「割当の件ですが、いわば請負で働くという形で、金額 150 円とすると、先山が各人の働きに応じ、一分とか六分とかきめ、各人の力に応じ分けまえをきめ、先山が分ける。のんびりとやって、その現場の単価がきまるわけです。又、親方だけが一割をとり、残りは平等に分けるという形もあったが、皆が納得し、先山の家で一杯飲むということになるわけです。」

（「北炭七十年史座談会，第三回古老座談会」より引用）

中田秀之は請負採炭での賃金配分とその割当額の分配について 2 つの形態を取りあげ、一つは友子の職親である先山によって「各人の働きに応じ」て賃金を払うのと、2 つ目は飯場頭^{いしづえ}の先取りをして、残りを平等に賃金として配分するのである。この 2 つの形態は請負採炭での飯場頭と友子の職親である先山との勢力の差で決まるが、原則として飯場頭と友子の職親＝先山との共同作業として現われる。

後者の深沢末松は明治 32 年夕張炭鉱に採用され、坑内坑夫として採炭に従事した時、坑夫が友子交際所を通して夕張炭鉱に採用される点について次のように告げる。

「明治 36 年 5 月 26 日石狩石炭に採用された。それ迄は明治 32 年から夕張に坑夫として雇われていた。渡り坑夫、自坑夫とか会が組織されていて、それにわたりをつけ会社に採用してもらった。給料は坑内が 1 円 20、30 銭位が最高の働き、坑外は 42 銭位だった。係員は 50 銭～55 銭位。」

飯場と蛸部屋とは別で、蛸部屋は 2 つほどあった。会社と関係のない土工部屋で 1 部屋 5、60 人位だった。」

（「北炭五十年史座談会，第三回古老座談会」より引用）

深沢末松が友子制度の坑夫募集と供給機能を利用して友子の山中交際会から紹介状を得て、北炭社に入社を果たしたことは飯場頭の坑夫募集とその供給組織と競合し、且つ対立することとなり、坑夫暴動を育む原因となる。

初期炭鉱の開坑と発展にとって飯場制度と友子制度は両輪となって北炭社の経営を支える 2 本柱として機能し、その融合で坑夫飯場組合を築き、共生することになる。横川惣太郎は空知炭鉱と夕張炭鉱で私設飯場制（＝坑夫飯場組合）の普及を明治 20 年代から 30 年代において見出し、「飯場（会社直営以前）は 17、8 あった、堂々たる飯場だった」と、述べる。

このように北炭社の労務機構^{いしずえ}の礎となった私設飯場制度(＝坑夫飯場組合)は飯場頭を組長にして「100名以内ノ組合」、つまり飯場として労働自治団体の単位として制度化され、明治25年11月10日より実施される「鉱夫使役規則」で、次のように明文化されることになるが、この「鉱夫使役規則」の第三章迄を次に掲げる。

「鉱夫使役規則(明治二十五年十一月十日ヨリ實施)

總 則

第一條 北海道炭礦鐵道會社所屬ノ礦夫及組長ハ總テ本則ハ勿論、會社諸規則ヲ確守スヘキ諾誓證書ヲ差出スニアラザレハ會社礦業ニ服スルコトヲ得ス

第二條 本會社ノ礦業ハ業務ノ性質難易ニ從ヒ會社ニ於テ其賃金ヲ定メ告示スヘシ

第三條 本會社ニ於テ礦夫ト稱スルモノハ鉱業條例第六十四條ニヨルモノニシテ掘鑿、採炭、支柱建築、坑内外ノ運搬坑内雜役、採炭、輪車路ノ新設及修繕等ニ従事スル男女ノ職工ヲ請フ

* 但囚之ノ使役方ハ集治監ノ規則ニヨル

第一章 礦 夫

第四條 本會社ノ礦夫タラント欲スルモノハ其姓名、職業、年齢、寄留地ヲ詳記シタル願書ニ組長ノ保證ヲ得テ會社ニ差出スヘシ

會社之ヲ採用スルトキハ直ニ諾誼書ヲ徴シ礦夫ニ鑑札ヲ交附ス

第五條 本會社ノ礦夫ハ滿十五年以上ノ男女ニ限リ其就業時間ハ一日十二時間以内トス

第六條 本會社ノ礦夫ハ百名以内ノ組合ヲナシ、組長一名ヲ選ヒ會社ニ其認可ヲ受クルモノトス

第七條 本會社礦夫ノ労働賃金ハ毎月一回取纏メ精算支拂ヲナスヘシ然レ共現場係社員ノ證明アルトキハ一ヶ月三回以内既成事業ニ對スル金額八分以内本會社ニ假拂ヲ請求スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ礦夫ト共組長ヲ代理人ト定ムルモノトス

第八條 本會社ノ礦夫ハ解雇又ハ辞傭ノ際其組長ヲ經テ會社ニ從來ノ業務年限、自己ノ技能、賃錢及解約ノ事由ヲ記載シタル證明書ヲ要求スル事ヲ得

第九條 本會社ノ礦夫ハ採炭所ニ貯藏セル物品ヲ自己ノ賃錢ニ充テ其組長ニ要求スル事ヲ得但貯藏物品ノ代償ハ時々告示シ札幌、小樽ノ市價ト大差ナカラシム

第十條 何レノ場合ニ於テモ礦夫、其組長ノ所爲ニ不服アルトキハ直ニ本會社ニ申出ツヘシ

第十一條 礦夫若シ本則ハ勿論會社ノ諸規則ニ反背スルカ又ハ本社員ノ指揮命令ニ服セサルトキハ本則第五十九條ヲ適用シ其輕重ニヨリ處分ス

第二章 組 長

第十二條 組長ハ會社ニ對シ其組礦夫一切ノ行爲及取締等ニ付責任ヲ負擔シ、特ニ其作業ニ關シテハ採炭所係社員ノ指揮命令ニ從ヒ、礦夫ヲシテ諸規則ニ背カス誠實ニ労働セシメ又時々入坑シテ其業ヲ奨励シ怠慢ナカラシムルノ責ニ任ス

但病氣旅行其他ノ事故ニ依リ、執務ヲ得サルトキハ相當ノ代理者ヲ定メ採炭所ニ稟請シ其認諾ヲ受クヘシ

第十三條 組長ハ其就職中身元保證金トシテ其組礦夫一名ニ對シ、金貳圓ノ割合高ニ至ルマテ毎月末日ノ現在員ニ關シ一名ニ付金參錢以上ヲ本會社ニ預ケ置ク可シ會社ハ預證ヲ交付ス

第十四條 組長ハ第二十條手数料ノ外別ニ會社ヨリ手當ヲ支給スル事ナシ

第十五條 組長ハ其組礦夫ニ係リ死傷其他ノ移動ハ其時々氏名及事由ヲ詳記シ速ニ本會社ヘ届出ヲナスヘシ

第十六條 組長ハ第四條ノ場合ハ礦夫願書ヲ本會社ニ移送シ第八條ノ場合ニ於テハ直ニ賃錢ノ支拂又ハ證書ノ交付ヲ要求スヘシ

第十七條 組長ハ其組礦夫ノ請求アルニアラサレハ其賃錢ニ充テ物品ヲ以テ拂渡ス事ヲ得ス

第十八條 組長ハ其組礦夫ヨリ第九條ノ要請ヲ受ケタルトキハ第七條ノ請求額以内ニ對スル物品ノ交付ヲ求ムヘシ

第十九條 組長ハ本會社ヨリ會社所有ノ家屋ヲ借用シタルトキハ其組鑛夫ノ外轉貸スル事ヲ得ス

但貸與規則ハ別ニ本會社ニ於テ之ヲ定ム

第二十條 組長ハ諸般ノ手数料トシテ其組鑛夫ヨリ受ク可キ金額ハ如何ナル名義ヲ以テスルモ月次働資金高ノ百分ノ七ヲ超過スルヲ得ス

但其分割ハ豫メ本會社ニ届出ツヘシ

第二十一條 組長ハ其組鑛夫ノ日次働工程賃錢表ヲ作り採炭所現場係員ノ認印ヲ受ケ其月勘定ノ支拂請求書ヲ會社ニ差出スヘシ

第二十二條 組長其職ヲ離レタルトキハ第十三條ノ保證金ヲ還付ス

第二十三條 組長若シ本規則ハ勿論、會社ノ諸規則ヲ遵守セサルカ又ハ採炭所係社員ノ指揮命令ニ服セサルトキハ其狀況ノ輕重ニ從ヒ第六條ノ認可ヲ取消シ、若クハ其月第二十條手数料高ノ百分ノ一ヨリ十迄ヲ過超金トシテ徵收スヘシ」

（「北炭五十年史従業員上巻」63-68頁）

この「鉱夫使役規則」は(1)総則、(2)第一章鉱夫、(3)第二章組長、そして(4)就業心得から成っている。北炭社の堀基は私設飯場制度(坑夫飯場組合)を会社の統治機構の中に位置づけ、飯場頭＝組長を最小の費用で最大の効率(生産性向上)を上げるべく機能させようとする。すなわち、鉱夫使役規則は飯場頭の私設飯場制度(＝坑夫飯場組合)を最小の費用で最大の効率を達成すべく(1)会社への忠誠と服従義務、(2)私設飯場制度の経営、そして(3)飯場頭の間接雇傭制度と監督・奨励制度等を明文化するので、以下具体的に明らかにする。

(1) 会社への忠誠と服従義務

飯場頭と鉱夫が会社へ忠誠を尽し、そして服従する義務は第1条に明文化され、「本則ハ勿論、会社諸規則ヲ確守スヘキ諾誓証書ヲ差出ス」ことで生じることになる。すなわち、飯場主は私設飯場制度の設立に対して会社の許可を受け、これを義務づけられ、服従と忠誠を求められる。この忠誠と服従に対する身返りとして飯場頭＝組長は会社の手厚い保護を受ける。その最大のものは私設飯場制度の経営による収益(手数料)の保証である。もし飯場頭＝組長が忠誠と服従に違反するなら、(1)飯場制度の認可取消と(2)過超金として月手数料を徴収される罰を受けることになり、23条に次のように明文化される。

「第23条 組長若シ本規則ハ勿論、会社、諸規則ヲ遵守セサルカ又ハ採炭所所員ノ指揮命令ニ服セサルトキハ其ノ狀況、輕重ニ從ヒ第六條ノ認可ヲ取消シ、若クハ其月第20条手数料高ノ百分ノ一ヨリ十迄ヲ過超金トシテ徵收スヘシ」

(2) 私設飯場制度の経営

会社への忠誠と服従義務が果される限り、会社は飯場頭＝組長の私設飯場制度の経営を許可し、高収益へのインセンティブを保護として保証する。

インセンティブとしての保護政策は次の5点に要約される。

第1は、飯場を会社から借用(無料)し得ることで、私設飯場(寄宿舍)を開設できるが、こ

のことは19条で明示される。

「19条 組長ハ本公司ヨリ会社所有ノ家屋ヲ借用シタルトキハ其組鮎夫ノ外転貸スル事ヲ得ス」

第2はこの私設飯場の経営に高収益＝手数料を保証する点である。私設飯場制度は会社の決定する賃金からの手数料によって高収益を保証される。したがって第2条は会社の決定する賃金が飯場経営を保証することになる含意を次のように秘めている。

「第2条 本公司ノ鑛業ハ業務ノ性質難易ニ從ヒ会社ニ於テ其賃金ヲ定メ告示スヘシ」

第3は飯場頭に手数料を保証し、その地位と私設飯場制度の経営を安定化されるという点である。手数料収入は20条に明記され、鮎夫賃金高の百分の七以内と定められる。

「第20条 組長ハ諸般ノ手数料トシテ其組鮎夫ヨリ受ク可キ金額ハ如何ナル名義ヲ以テスルモ月次働賃金高ノ百分ノ七ヲ超過スルヲ得ス」

第4は私設飯場制度の規模であり、経営を安定する収容人数を「百名以内ノ組合」を単位として定めている点であり、次のように6条に記される。

「6条 本公司ノ鮎夫ハ百名以内ノ組合ヲナシ、組長一名ヲ選ビ会社ニ其認可ヲ受クルモノトス」

第5は私設飯場制度の中に日常生活品を指示価格で販売することを認め、このことから鮎夫の求めに応じて販売する分配所の業務を営むことを飯場頭に認めている点であり、前賃の高利子或いは物品の高価格になる矛盾と危険性を内抱している。この飯場制度の分配所業務は17条に次のように認められている。

「17条 組長ハ其組鮎夫ノ請求アルニアラサレハ其賃金ニ充テ物品ヲ以テ払渡ス事ヲ得ス」

さらに、飯場頭は採炭所の貯蔵物品を飯場分配所で代理販売し、鮎夫の求めに応じることを許されることになることが、次の9条に明文化される。

「9条 本公司ノ鮎夫ハ採炭所ニ貯蔵セル物品ヲ自己ノ賃金ニ充テ其組長ニ要求スル事ヲ得但貯蔵物品ノ代価ハ時々告示シ札帳、小樽等ノ市価ト大差ナカラシム」

以上のように鮎夫は私設飯場制度の中で陸の孤島のような生活を送り、飯場頭に囲込まれることになる。鮎夫が逃亡するなら、飯場頭は(1)鮎夫募集費の経費と(2)身元保証金として鮎夫1名当たりの2円等を失ない、かなりの損害を受ける。飯場頭は鮎夫保証金を毎月3銭以上会社に委託預金を義務づけられているが、これは、次の13条に示される。

「13条 組長ハ其就職中身元保証金トシテ其組鮎夫ノ名ニ対シ、金二圓ノ割合高ニ至ルマテ毎月末日ノ現在員ニ関シ一名ニ付金参銭以上ヲ本公司ニ預ケ置ク可シ会社ハ預証ヲ交付ス」

(3) イ) 飯場頭の間接雇傭制度、ロ) 監督業務と、ハ) 鮎夫奨励

イ) 飯場頭の間接雇傭制度

飯場頭が鮎夫に対し支配権を揮^{ふる}うことが出来るのは鮎夫に対して保証人になっていることであ

り、と同時に飯場制度の礎^{いしずえ}となっている点であるが、これは4条に次のように明文化されている。

「4条 本会社ノ鉱夫タラント欲スルモノハ其姓名、職業、年令、寄留地ヲ詳記シタル願書ニ組長ノ保証ヲ得テ会社ニ差出スヘシ

会社之ヲ採用スルトキハ專ニ許諾書ヲ徴シ鉱夫ニ鑑札ヲ交附ス」

鉱夫は飯場頭に雇われ、所謂間接雇傭契約を飯場頭と結ぶことになり、飯場制度の特異な雇傭関係に置かれ、飯場頭の支配権に従うことを義務づけられる。その上、鉱夫は請負採炭を担うことになることから会社に対して忠誠と服従を1条によって義務づけられる。つまり、「鉱夫ハ会社諸規則ヲ確守スヘキ」と。

飯場頭の間接雇傭制度を特異たらしめているのは飯場頭が鉱夫の賃金を会社に請求し、鉱夫の賃金を一括して受け取るという賃金の受取り制である。この賃金の請求は21条によって飯場頭の鉱夫支配権^{かなめ}の要として次のように権利化されている。

「21条 組長ハ其組鉱夫ノ日次働工程賃金表ヲ作り採炭所現場係員ノ認印ヲ受ケ月勘定ノ支払請求書ヲ会社ニ差出スヘシ」

20条で前述したように、飯場頭は会社から一括して1ヵ月1日の鉱夫賃金を受取り、7条に明記されているように鉱夫の賃金から百分の7を限度にする手数料収入は控除される。間接雇傭制度は鉱夫の賃金の百分の七以内での手数料を飯場頭の収入源として前もって清算することを可能にされ、飯場頭への保護政策となって現われている。

ロ）飯場頭の監督業務

飯場頭は間接雇傭制度を効率的に且つ弾力的に運営するために(1)鉱夫の飯場頭への忠誠と服従、さらに(2)鉱夫の会社への忠誠と服従さを確立することを求められる。飯場頭は組鉱夫と共同責任制を課せられ、12条で「組長ハ会社ニ対シ其組鉱夫一切ノ行為及取締等ニ付責任ヲ負担」することを求められる。また、鉱夫の会社への忠誠と服従さは11条で次のように義務づけられ、違反すると処罰される。

「11条 鉱夫若シ本則ハ勿論会社ノ諸規則ニ反背スルカ又ハ本社員ノ指揮命令ニ服セサルトキハ本則第五十九条ヲ適用シ其輕重ニヨリ処分ス」

飯場頭は組鉱夫が「誠実ニ労働」することを監督業の柱の1つに義務づけられ、とりわけ「一日12時間以内」の労働を監督する。勤務時間は5条で次のように明記されている。

「第5条 本会社ノ鉱夫ハ満十五年以上ノ男女ニ限り其就業時間ハ一日十二時間以内トス」

また、飯場頭は鉱夫の賃金の請求、受取そして清算することを一括管理し、且つ監督することを会社から求められ、さらに月一回の清算支払を管理するが、時には「金額八分以内本会社ニ仮払ヲ請求スルコト」を実施する。鉱夫の賃金管理は飯場頭の主要な監督業務として義務づけられ、次の7条となる。

「7条 本会社鉱夫ノ労働賃金ハ毎月一回取纏メ清算支払ヲナスヘシ然レ共現場係社員ノ証

明アルトキハ一ヶ月三回以内既成事業ニ対スル金額八分以内会社ニ仮払ヲ請求スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ鉋夫ト其組長ヲ代理人ト定ムルモノトス」

さらに、飯場頭は間接雇傭制度の採用手続或いは解雇証明書の発行業務を管理し、監督することを義務づけられている。組鉋夫が飯場頭を保証人とすることが採用条件の1つになっていることは前に述べたところである。他方、解雇された鉋夫が解雇証明書を要求されるなら、組長＝飯場頭はその解雇証明書を作成することを義務化され、次の8条に基づいて監督業務の1つとして行う。

「8条 本公司ノ鉋夫ハ解雇又ハ辞傭ノ際其組長ヲ經テ会社ニ從來ノ業務年限、自己ノ技能、賃金及解約ノ事由記載シタル証明書ヲ要求スル事ヲ得」

鉋夫の移動、死傷が生じる場合、飯場頭はその旨を本社に報告することを義務づけられ、次の15条で管理業務の1つとして報告することを求められる。

「15条 組長ハ其組鉋夫ニ係ル死傷其他ノ移動ハ其時々氏名及事由ヲ詳記シ、速ニ本公司ヘ届出ヲナスヘシ」

ハ) 飯場頭の鉋夫奨励

飯場頭は坑内現場で請負採炭する組鉋夫を査察し、出稼奨励することを監督業務の1つとして行うことを12条で次のように求められる。

「12条 組長ハ会社ニ対シ其組鉋夫一切ノ行為及取締等ニ付責任ヲ負担シ、特ニ其作業ニ関シテハ採炭所所属社員ノ指揮命令ニ従ヒ、鉋夫ヲシテ諸規則ニ背カス誠実ニ労働セシメ又時々入坑シテ其業ヲ奨励シ怠慢ナカラシムルノ責ニ任ス」

9章 北炭社の鉋夫救恤規則と友子制度

北炭社は私設飯場制度を労務機構の礎^{いしずえ}に据え、その発展を遂げるべく保護政策を飯場頭にもたらし、飯場制度と友子制度を融合する坑夫飯場組合^{はぐく}を育んだ。この私設飯場制度は友子制度によって補完され、より、ダイナミックな発達を可能にされる。友子制度は(1)職親子の技能者集団として専門的鉋夫を育成して飯場制度の技術基盤を補完し、(2)山中交際会を飯場の中に置くことで鉋夫募集の範囲を拡大し、飯場制度の間接雇傭制度を補強し、そして(3)相互扶助機関として機能することで飯場制度の共済制度として発達することとなり、飯場制度の福祉・共済を補完する役割を果たすのである。

北炭社は私設飯場制度が友子同盟によって補完されていた扶助・救恤の側面を会社の医療と扶助制度とで充足させようとし、明治25年11月4日より実施される次の「鉋夫救恤規則」を制定する。

「鉱夫救恤規則（明治二十五年十一月四日より実施）

第一條 組長及其代理者若クハ鉱夫ノ執業上ニ起ル死傷ハ會社ニ於テ左ノ等級ヲ分チ別表ニ照ラシ救恤ヲナスヘシ

- 一 等 自己ノ過失ニ非ラスシテ死亡シタル者
- 二 等 前項ニヨリテ癱疾ト爲リタル者
- 三 等 前項ニヨリテ負傷シ前業ニ服シ得ヘキ者

第二條 前條ニヨリ救恤ヲ受クヘキモノハ其組長ヨリ死傷ノ原因ヲ詳悉シ、現場係社員ノ證印ヲ得テ醫師ノ診斷書ヲ添ヘ本會社ニ差出スヘシ會社ハ其事實及等級ヲ審定ス

第三條 前二條ノ場合ニ於テ本會社指定醫師ノ外他ニ其診斷ヲ受ケ治療ヲ乞フモノハ療養料其他ノ費用トシテ一日貳拾五錢以内ヲ給シ本則ノ療治料及日當ヲ支給セス

若シ癱疾死亡若クハ前業ニ服シ得サルモノト定メタルトキハ別表ノ救恤ヲナスヘシ

但シ會社ニ於テ會社指定醫師ノ診斷ヲ必要ト認ムルトキハ何時ニテモ其診斷ヲ拒ムコトヲ得ス

第四條 療治料ハ診察料及藥料又ハ入院料ニシテ本人ニ、扶助料ハ遺族ニ、補助料ハ癱疾者ニ限り給與スルモノトス

第五條 療治料及び日當ハ死亡シ又ハ癱疾若クハ全癒ノ日マテ之ヲ給與シ入院中ハ日當ヲ支給セス

但シ入院料ニ等級ノ定メアリタルトキハ下等ヲ給與ス

第六條 補助料支給ノ期限ハ十二ヶ月トシ日當廃止ノ日より起算ス

第七條 本則ノ救恤ヲ受ケ一週間以上ノ療養ヲ要スルモノハ七日毎ニ醫師ノ診斷書ヲ添ヘ組長ヲ經テ經過ノ届出ヲ本會社ニ爲スヘシ

若シ其届出ヲ怠リタルトキハ當日ヨリ其救恤ヲ停止ス

死傷救恤表

等級	療治料	埋葬料	扶助料	日當	月補助額
一 等	實 費	拾 圓	參 拾 圓	十錢以下 二十錢以下	
二 等	同			同	貳圓以上 五圓以下
三 等	同			同	

（明治二十六年一月二十八日 第四條中家族ヲ遺族ト改正）

明治 25 年 6 月に政府は「鉱業条例」を發布し、鉱業労働者の保護政策を推進する姿勢を明確にする。この鉱業条例を受け、北炭社は鉱業労働保護立法における(1)鉱夫使役の保護と(2)鉱夫扶助・救恤の保護に取り組む。(1)の鉱夫使役の保護は前章で述べた鉱夫使役規則として制定され、イ 私設飯場制度の形成、ロ 飯場頭による間接雇傭制度の展開、ハ 鉱夫の年令制限(満 15 才以下の男女就業禁止)と、ニ 1 日 12 時間就業時間の遵守等の鉱業労働保護を推進する。(2)の鉱夫扶助・救恤はここでの検討課題となり、次の 4 点に要約される。

第 1 は「鉱夫ノ執業上ニ起ル死傷」、つまり公死傷を扶助の対象として会社の責任で救恤することを鉱業労働保護政策として打ち出した点である。そして公死傷は 3 つの等級に分類される。(1) 1 等は死亡したる者、2 等は「癱疾」の者、そして 3 等は「負傷シ前業ニ服シ得」る者である。公死傷の扶助と救恤は 1 條で次のように会社の救恤対象として明文化する。

「第 1 条 組長及其代理者若クハ鉱夫ノ執業上ニ起ル死傷ハ會社ニ於テ左ノ等級ヲ分チ別表

ニ照ラシ救恤ナスヘシ

- 一等 自己ノ過失ニ非ラスシテ死亡シタル者
- 二等 前項ニヨリテ癱疾ト為リタル者
- 三等 前項ニヨリテ負傷シ前業ニ服シ得ヘキ者」

この一条に死傷救恤表が付けられ、次の扶助料を定めている。

- 一等—(1)療治料実費、(2)送葬料拾円、(3)扶助料参拾円、(4)日當十錢以下と二拾錢以下
- 二等—(1)療治料実費、(2)日當十錢以下と二拾錢以下、(2)月額補助料貳円以上五円以下
- 三等—(1)療治料実費、(2)日當十錢以下と二十錢以下

第2は飯場頭＝組長は監督業務の1つとして組鮎夫の公死傷者を保護する立場から、(1)「死傷ノ原因」を報告書に纏め、(2)「現場係社員ノ証印ヲ得」、そして(3)「医師ノ診断書ヲ添エテ」提出し、会社からの結論（等級の認定）を受けることを義務づけられる。この組長の公死傷に対する手続きは2条に次のように義務づけている。

「2条 前條ニヨリ救恤ヲ受クヘキモノハ其組長ヨリ死傷ノ原因ヲ詳悉シ、現場係社員ノ証印ヲ得テ医師ノ診断書ヲ添ヘ本公司ニ差出スヘシ会社ハ其事実及等級ヲ審定ス」

さらに、組長は組鮎夫が長期入院する場合にも1週間毎に定期的に診断書と報告書を会社に提出することを7条で次のように義務づけられている。

「7条 本則ノ救恤ヲ受ケ一週間以上ノ療養ヲ要スルモノハ七日毎ニ医師ノ診断書ヲ添ヘ組長ヲ經テ経過ノ届出ヲ本公司ニ為スヘシ」

第3は「本公司指定医師」の診断を原則として受けることを条件としている点である。指定医師以外の場合は扶助料の支払いを減額するか或いは「支給セズ」となるが、これは3条の明記されるところとなる。

「3条 前2条ノ場合ニ於テ本公司指定医師ノ外他ニ其診断ヲ受ケ施療ヲ乞フモノハ療養料其他ノ費用トシテ一日貳拾五錢以内ヲ給シ本則ノ療治料及日當ヲ支給セス

若シ癱疾死亡若クハ前業ニ服シ得サルモノト定メタルトキハ別表ノ救恤ヲ受クヘシ」

以上見たように鮎業条例を受け鮎業労働保護の立場から北炭社が「鮎夫救恤規則」を制定し、実施に踏み切ったことは友子制度の相互扶助機関の役割を減少させ、ひいては友子制度を脆弱させ、或いは消滅への道を歩ませることになるのであろうか、という問題を生じさせることになる。しかし、結論を述べるなら、この「鮎夫救恤規則」は友子制度の弱体化、或いは消滅への影響を与えるものとして機能するのではなく、むしろ私設飯場制度を保護し、友子制度の相互扶助を補完する役割を果たしたと考えられるからである。というのも公死傷、或は公癱疾が会社の救恤対象として認定されることは鮎夫の安全保障を公的に支えることを意味し、生活の安全保障の範囲を拡大することになることから、友子制度の私的な同志の相互扶助を公的な救恤で補完することの意味することになるからである。

したがって、友子制度はこの鮎夫救恤規則の公的救恤で補完されながら、山中交際と独自の相

互扶助を推進し、飯場制度の山中交際と生活の安全保障のネットワークを拡大する。とりわけ、友子制度は飯場頭が友子の世話役に就き、山中交際会を介して保証人、或いは紹介者の役割を果して鉱夫募集と供給の一環を担うことで会社の労務機構の要に位置づけられる。

深沢末松は私設飯場制度が廃止され、世話役制と直轄制への飯場改革が行われても友子制度の発達を友子制度の鉱夫募集と供給機能に求め、次のように告げる。

「会社直営になったら友子制度は必要ないように思えるが、採用になる時、友子の紹介が必要だったので、友子制度は消滅しなかった。一心会ができてでも存続した。親分、子分的関係にあった方が何かにつけても安心だったからだろう。」（「北炭座談会」より引用）

深川末松は友子制度について(1)会社への紹介状で鉱夫の採用が決定されていたこと、(2)友子の山中交際の中核を担う親分一兄分一子分の人情世界の強さと義理固さが友子制度の特徴として発展を支えていたこと等を明らかにし、一心会の発足した大正6年以降も持続的発展を続けていると、述べる。

10 章 井上角五郎と飯場改革

井上角五郎が堀基に代わり北炭社の常務取締役役に就任するや、鉱夫が賃上げを要求し、暴動が起ると、北炭社はこの暴動対策として組鉱夫を扇動する飯場頭に原因を求め、飯場改革に乗り出す。この結果、井上角五郎は飯場改革を目差し、「鉱夫世話役服務心得」を明治27年4月9日次のように制定する。

「鉱夫世話役服務心得（明治二十七年四月九日制定）

第一條 鉱夫世話役ハ傭夫心得ヲ遵守シ鉱夫使役規則ヲ熟知シ尚此心得ヲ確守スヘシ

第二條 鉱夫世話役ハ便宜上事務所又ハ交番所ニ在テ勤務スルカ或ハ鉱夫長屋ヲ巡回執務スルモノトス

第三條 事務所ニ在テ勤務スルモノハ左ノ通り心得ヘシ

一、鉱夫ノ雇入及解雇ニ關シテハ所長ノ命令ヲ待テ之ヲ施行シ又諸願届等總テ鉱夫ニ關スル書類ノ受付ヲナシ文字意義ニ不明瞭ノ點アル時ハ之ヲ訂正セシメテ所長ノ閱覽ニ供シ指揮ヲ待ツヘシ

鉱夫事業上負傷シタルトキハ直ニ之ヲ醫員ニ通知シ往診ヲ請求スヘシ

一、新ニ鉱夫ヲ雇入レタル時ハ諾誓證書ヲ徴シテ鑑札ヲ交付シ又其解雇ノ場合ニ於テハ鑑札ヲ返納セシムヘシ

一、新ニ鉱夫ニ雇入レタル時ハ勿論將來ノ分ト雖モ寄留届ニ關シテハ之ニ干渉シ敵ニ其規則ヲ遵守セシムヘシ

第四條 交番所ニ在テ勤務スルモノハ左ノ通り心得ヘシ

一、受持區内ニ就業スル鉱夫缺勤シタルトキハ其届書ヲ徴シ其原因ノ實否ヲ精査スヘシ

一、鉱夫ノ交替時間ハ嚴重ニ遵守セシムヘシ

一、常ニ鉱夫ノ勤怠ニ注目シ懶惰ノアル者ハ叮嚀ニ勸誘勉業セシムヘシ

一、受持區内鉱夫ノ願届等ハ總テ之ヲ取継キ現場係員ノ認印ヲ受ケ事務所ヘ送附スヘシ

第五條 鉱夫長屋ヲ巡回執務スルモノハ左ノ通り心得ヘシ

一、鉱夫長屋ニ破損ヲ生シタルトキハ概略取調之ヲ事務所ニ申告スヘシ

一、毎月一回（月末）鉱夫長屋毎戸ニ就キ其現住者ノ取調ヲナスヘシ

但シ族籍姓名年月日等ハ豫テ詳細取調置クヲ要ス

- 一、鑛夫長屋ノ衛生ニ注意シ排水不良ナルカ塵埃堆積シテ汚臭不潔ナル時ハ其最寄ノ鑛夫ヲ誘導シテ清掃ヲナサシムヘシ
 - 一、鑛夫長屋ハ勿論其近傍市街ニアラサル所ニ於テ商業或ハ宿業ヲ營ム等鑛夫長屋及土地貸與規則ニ背クモノアル時ハ之ヲ事務所ニ申告シ指揮ヲ待ツヘシ
 - 一、鑛夫或ハ鑛夫ノ家族ニアラサルモノニシテ鑛夫長屋ニ居住スルモノアル時ハ速ニ立退ヲ命スヘシ而シテ若シ之ニ従ハサル者アル時ハ其旨事務所ニ申告シ指揮ヲ待ツヘシ
 - 一、夜間ト雖モ時々巡廻シ惡戯ヲスルモノアルカ或ハ会飲シテ深更ニ至ル者アル時ハ叮嚀ニ説会ヲ加ヘ他人ノ妨害トナラサル様解散セシムヘシ
- 第六條 鑛夫世話役ハ每期事務所ニ出頭出勤簿ニ捺印スヘシ
- 第七條 無筆ノ鑛夫ニシテ本會社ニ對スル諸願届等ノ代筆ヲ依頼スル者アル時ハ懇切ニ承引スヘシ
- 第八條 鑛夫使役規則ニ違背ノ所爲ヲ認メタル時ハ能ク訓戒ヲ加ヘ姓名ヲ取調其事由ヲ係員ニ申告スヘシ
- 第九條 鑛夫世話役ハ常ニ鑛夫ノ舉動ニ注意シ其逃亡等ヲ豫防スヘシ
- 第十條 鑛夫世話役ハ採炭所ノ指定ニ依リ總テ鑛夫長屋ニ住居セシムルモノトス
- 第十一條 鑛夫世話役ハ鑛夫ヲシテ鑛夫使役規則ハ勿論鑛夫救恤規則鑛夫救済規則等苟モ鑛夫ノ勞働上直接關係ヲ有スル時規則ヲ知悉セシメ規則ヲ解セナルヨリ生スル一般ノ過誤失策ヲ避ケシムヘシ
- 第十二條 世話役ハ常ニ鑛夫ニ對シ誠意懇切ヲ旨トシ決シテ乱暴ノ言動アルヘカラス
- 第十三條 小頭一時缺勤スルカ或ハ其他必要ノ場合ニ際シタル時ハ小頭ノ代勤ヲ命スルコトアルヘシ
- 第十四條 前條規定外ノ事務ト雖モ特ニ所長ノ命令アルトキハ之ヲ拒ムコトヲ得ス
- (「北炭五十年史従業員上巻」154-156頁)

井上角五郎は(1)社内改革として薩摩閥を取り除き、(2)販売改革で浅野総一郎の行っている売炭組を廃止し、自販組織を設立する、そして(3)飯場改革として坑夫組長制を世話役制へ移行させる等を断行し、堀基の本源的蓄積政策から近代的産業資本主義企業育成政策へ転換させることに全力を注ぐ。井上角五郎は飯場改革の狙いを私設飯場制度から(1)鉱夫を搾取る礎^{いしづえ}となっている採炭請負制を廃して会社の直轄事業に移し、(2)飯場頭を鉱夫世話役に就かせ直轄飯場を担当させ、そして、(3)鉱夫世話役に鉱夫募集と供給機能を継続させ、新しい飯場を設立し、鉱夫供給型飯場を発足させる。井上角五郎はこうした近代的飯場改革について次のように述べる。

「坑夫組長は各炭山中、幌内では囚徒を使用したので数が少かつたが、其の他は一炭山毎に数名乃至数十名に至り、共に相當の一家を構へ、中には坑夫長屋を所有するものも亦少からず、銘々に坑夫を抱へ居ること数十名、多きは數百名に上り、其の組長と組長との間には相互の連絡があつて、常に會社に對し、將坑夫に對し一致の運動を爲すので、假令會社が坑夫を募集しても、又は他から勞働の爲に來ても、何れかの組長の手下とならぬときは、他の坑夫に壓迫せられて逃げ去るの外はなかつたので、組長の勢力は實に犯し難いものがあつた。是が開拓使以來の慣習であつて、其の弊害は認められて居つたけれども如何ともなし得られなかつたのである。

會社が平常坑夫を使用するときは、之を組長に通知して其の所要の人数を出さしめ、賃金は之を組長に拂渡すので、組長は常に坑夫賃金の上前を取るのみならず、採炭事業が多忙であると見れば坑夫の不足を訴へて賃金値上を要求し、閑散であると見れば坑夫の逃亡を訴へて失業救済を要求する。故に若し炭山を擴張しようとすれば先づ此の組長を廃止せねばならぬのであつた。

私は更に北海道に赴いて、一應炭山の人々から事情を聞いて、第一に山夫使役規則の改正を發布した。各炭山主任者をして之を坑夫に説き明かしめ、獨立に働いて、却つて以前より所得の増加することを心得せしめ、各炭山共今後坑夫の使用は夫銘々に鑑札を與へて會社が直接に扱ふ旨を公にし、同時に組長に對しては、自ら坑夫と

して働くもの並びに其の家族は之を除き、其の他は礦業区域内より立ち去ることを命じ、但し相當の之を許し、家屋は會社で買ひ取る旨を申し添へたのであつた。

私は豫て騷擾の必ず起ることを覺悟して居つたのに、夕張炭山には左までの事なく、空知炭山では組長が數名聯合して壯士を傭ひ入れ、一夜相當に騒ぎ立てたけれども坑夫が之に應じなかつたので大事に至らず、各炭山悉く目的の如く此の組長組織を廢止するに至つたのは私の豫想外とする所であつた。」

（井上角五郎，前掲書，9-10 頁）